

芦屋町  
公共施設等  
総合管理計画

平成 29 年 3 月

(令和 5 年 2 月一部改訂)

Town of Ashiya  
Public Facilities  
Comprehensive  
Management Plan

芦屋町



## はじめに

我が国においては、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共建築物・インフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。平成 24 年に発生した中央道笹子トンネル天井板落下事故を踏まえ、国は国民の安全と安心を確保するために、公共施設等の維持管理・更新等を確実に実施するための「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、これに併せて、地方公共団体に対しても、同様の計画の策定が要請されました。

芦屋町においては、昭和 40 年代から 50 年代後半にかけ、庁舎、学校、公民館、公営住宅、道路、橋りょう、上下水道といった公共施設等の整備が進められてきました。

現在では、当時整備された施設の老朽化が進み、公共施設等の約 8 割が築 30 年以上を経過している状況です。今後、公共施設等の維持管理・更新等を実施していくためには、多額の経費が必要となることが予想されます。

一方、生産年齢人口の減少に伴い、町税の収入減少や社会保障費の増加など、公共施設等の維持や整備に充てられる財源は限られてきます。また、それぞれの公共施設等に求められるニーズも、人口減少や少子高齢化に伴う世代構成の変化、価値観や生活スタイルの多様化などにより、整備当時とは異なってきています。

このような課題がある中、公共施設等の全体像を明らかにし、課題を町民の皆さまと共有するとともに、各世代が活力を持って住み慣れた町で暮らし続けられるために必要となる公共施設等のあり方や効率的な管理方法などの基本的な方針を定めた「芦屋町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき総合的かつ適正な施設管理を推進し、社会状況や住民ニーズの変化を踏まえ、公共施設等の最適化と持続可能な行政経営の両立を図る取組みを進めてまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を頂きました皆さま、並びに熱心なご審議を頂きました芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

芦屋町長 波多野 茂丸





# 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| はじめに .....                            | 3  |
| 第1章 公共施設等総合管理計画について .....             | 1  |
| 1 計画策定の背景と目的 .....                    | 1  |
| 1.1 計画の背景と目的 .....                    | 1  |
| 1.2 計画の位置づけ .....                     | 2  |
| 1.3 計画期間 .....                        | 2  |
| 1.4 計画の対象範囲 .....                     | 3  |
| 2 芦屋町の現状 .....                        | 6  |
| 2.1 人口の推移、将来人口 .....                  | 6  |
| 2.2 財政の現状と課題 .....                    | 7  |
| 3 公共施設等の現状と将来予測 .....                 | 10 |
| 3.1 建築系公共施設 .....                     | 10 |
| 3.2 インフラ系公共施設 .....                   | 15 |
| 3.3 公共施設等における更新費用の推計 .....            | 17 |
| 4 住民アンケート結果を踏まえた課題 .....              | 20 |
| 4.1 公共施設等に関する住民アンケートの概要 .....         | 20 |
| 4.2 アンケート結果を踏まえた課題 .....              | 20 |
| 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ..... | 22 |
| 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 .....        | 22 |
| 1.1 取組体制 .....                        | 22 |
| 1.2 情報共有方策 .....                      | 22 |
| 2 現状や課題に関する基本認識 .....                 | 23 |
| 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....           | 24 |
| 3.1 公共施設等マネジメント目標 .....               | 24 |
| 3.2 目指すべき数値目標 .....                   | 25 |
| 3.3 12の実施方針等 .....                    | 26 |
| 3.4 フォローアップの実施方針 .....                | 29 |
| 第3章 用途大分類別の管理に関する基本的な方針 .....         | 30 |
| 1 建築系公共施設 .....                       | 30 |
| 1.1 学校教育系施設 .....                     | 30 |
| 1.2 社会教育系施設 .....                     | 30 |
| 1.3 文化系施設 .....                       | 31 |
| 1.4 スポーツ・レクリエーション系施設 .....            | 32 |
| 1.5 子育て支援施設 .....                     | 33 |
| 1.6 保健・福祉施設 .....                     | 33 |
| 1.7 町営住宅 .....                        | 34 |

|      |                        |    |
|------|------------------------|----|
| 1.8  | 行政系施設                  | 34 |
| 1.9  | 給排水施設                  | 35 |
| 1.10 | 公衆衛生施設                 | 36 |
| 1.11 | その他施設                  | 36 |
| 1.12 | 下水道施設                  | 36 |
| 1.13 | 競走場施設                  | 37 |
| 2    | インフラ系公共施設              | 38 |
| 2.1  | 道路・橋りょう                | 38 |
| 2.2  | 下水道（管きよ）               | 38 |
| 2.3  | 漁港                     | 39 |
|      | 巻末資料                   | 40 |
| 1    | 公共施設マネジメントに関する取組み状況    | 40 |
| 1.1  | 過去に行った対策の実績            | 40 |
| 2    | 公共施設等における更新費用の推計       | 41 |
| 2.1  | 単純更新費用の推計の概要           | 41 |
| 2.2  | 長寿命化費用の推計の概要           | 45 |
| 3    | 公共施設等の更新費用の推計結果        | 46 |
| 3.1  | 公共施設等の推計結果             | 46 |
| 4    | 芦屋町公共施設等総合管理計画策定・見直し経緯 | 49 |
| 4.1  | 検討委員・審議会委員             | 49 |
| 4.2  | 検討経過                   | 50 |
| 5    | 建築系公共施設一覧（令和元年度末現在）    | 51 |
| 6    | 用語集                    | 55 |
| 7    | 芦屋町公共施設マップ             | 57 |

# 第1章 公共施設等総合管理計画について

## 1 計画策定の背景と目的

### 1.1 計画の背景と目的

#### (1) 背景

わが国では高度経済成長期をきっかけとして、昭和30年代から昭和50年代前半にかけて学校や道路等の公共施設等が集中的に整備されてきました。こうして整備された公共施設等は既に老朽化に伴う大規模改修や建替え等の更新時期を迎えているものや、今後10年から20年程度のうちに更新時期を迎えることが予測されています。

こうした社会的背景のもと、公共施設等に関する老朽化対策を迅速かつ的確に進めることが施設を管理している地方自治体に求められています。一方で、地方自治体においては、少子高齢化等による歳入の伸び悩みや社会保障費の増大等により公共施設等の維持管理や投資に支出可能な財源の不足が深刻化しています。

これらの課題に対して、公共施設等のサービス内容・総量・配置の適正さについて既存施設のみならず今後の新設予定施設に対して新たな方針を検討する局面に転じています。

#### (2) 芦屋町の状況

芦屋町では、最上位計画である総合振興計画をはじめ、様々な計画を策定し、公共施設等に関する取組みを行っています。また、学校施設や生涯学習施設、橋りょうなどについて長寿命化計画を策定し、将来負担の軽減が図られています。

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 第6次芦屋町総合振興計画<br>令和3年3月              | ・令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)までの10年間の計画<br>・芦屋町の最上位計画 |
| 第2期芦屋町まち・ひと・しごと<br>創生総合戦略<br>令和3年2月 | ・合計特殊出生率2.07を目標とする<br>・令和27年(2045年)の目標人口は8,773人       |
| 芦屋町学校施設等長寿命化計画<br>令和2年3月            | ・芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、芦屋中学校、芦屋町学校給食センターが対象              |
| 芦屋町生涯学習施設個別施設計画<br>令和2年3月           | ・芦屋釜の里、芦屋町中央公民館、総合体育館及びコミュニティセンター、町民会館他8施設が対象         |
| 個別施設計画(橋梁)<br>平成30年1月               | ・町管理の25橋が対象   |

### (3) 目的

公共施設等総合管理計画は、今後の少子高齢化の進行や町財政の見通しを踏まえて、必要性の高いサービスを将来に渡って持続可能なものとし、公共施設等の安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効果的な整備や維持管理を行うことを目的とし、計画的に公共施設等を管理するための基本方針を定めるものです。

## 1.2 計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、町の最上位計画である「芦屋町総合振興計画」の理念のもと、公共施設等の今後の取組みについて基本的な方向性を示すものです。さらに本計画を全体計画として、個別の施設に関する各種計画が位置付けられます。

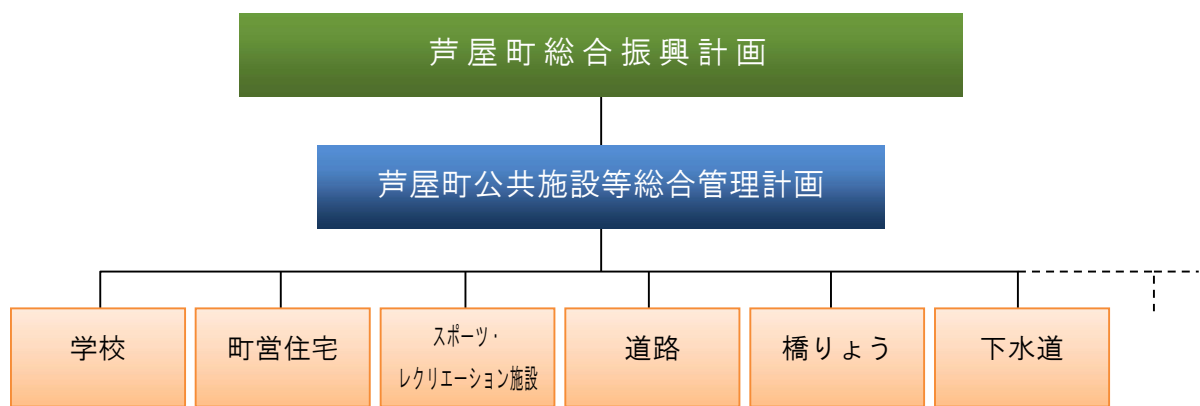


図 1-1 計画の位置づけのイメージ

## 1.3 計画期間

公共施設等総合管理計画は、施設の耐用年数が数十年と長く、更新時期を踏まえながら計画的に適正化を図っていく必要があります。そのため、中長期的な視点で基本方針を定める必要があります。計画期間を平成 29 年度（2017 年度）から令和 28 年（2046 年度）までの 30 年間とします。



図 1-2 公共施設等総合管理計画の計画期間



## 1.4 計画の対象範囲<sup>1</sup>

公共施設等総合管理計画は、今後の町の人口動向や財政見通しを踏まえた計画とするため、建築系からインフラ系までの全ての公共施設等を対象とした計画です。

表 1-1 対象とする公共施設等(建築系公共施設) (令和元年度末現在)

| 区分      | No.     | 大分類              | No.      | 中分類              | 施設名称            |             |               |
|---------|---------|------------------|----------|------------------|-----------------|-------------|---------------|
| 建築系公共施設 | 1       | 学校教育系施設          | 1        | 学校施設             | 芦屋小学校           |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 芦屋東小学校          |             |               |
|         | 山鹿小学校   |                  |          |                  |                 |             |               |
|         | 芦屋中学校   |                  |          |                  |                 |             |               |
|         |         | 2                | その他教育施設  |                  |                 | 芦屋町学校給食センター |               |
|         | 2       | 社会教育系施設          | 1        | 集会施設             | 芦屋町中央公民館        |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 芦屋東公民館          |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 山鹿公民館           |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 町民会館            |             |               |
|         | 3       | 文化系施設            | 1        | 博物館等             | 芦屋釜の里           |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 芦屋歴史の里          |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 歴史民俗資料収蔵庫       |             |               |
|         |         |                  |          |                  | ひらた船保存棟         |             |               |
|         | 4       | スポーツ・レクリエーション系施設 | 1        | スポーツ施設           | 武道館             |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 小体育館            |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 弓道場             |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 青少年野外訓練場        |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 総合運動公園テニスコートハウス |             |               |
|         |         |                  |          |                  | 総合運動公園中央グラウンド   |             |               |
|         | 2       | レクリエーション・観光施設    |          |                  | 芦屋海浜公園レジャープール   |             |               |
| 3       |         |                  |          |                  | 保養施設            |             | 国民宿舎マリントラスあしや |
|         |         |                  |          |                  |                 |             |               |
| 5       | 子育て支援施設 | 1                | 幼保・学童クラブ | 山鹿小学校区学童クラブ      |                 |             |               |
|         |         |                  |          | 山鹿保育所            |                 |             |               |
|         | 2       | 幼児・児童施設          |          | 芦屋町子育て支援センターたんぼぼ |                 |             |               |
| 6       | 保健・福祉施設 | 1                | 高齢者福祉施設  | 老人憩の家山鹿荘         |                 |             |               |
|         |         |                  |          | 老人憩の家寿楽会館        |                 |             |               |
|         |         |                  |          | 老人憩の家鶴松荘         |                 |             |               |
|         |         |                  |          | 老人陶芸教室           |                 |             |               |
|         | 2       | 社会福祉関連施設         |          | 福祉会館             |                 |             |               |

<sup>1</sup> 地方独立行政法人芦屋中央病院が保有する施設は、本計画の対象外であるため含まれていません。

表 1-2 対象とする公共施設等(建築系公共施設)

(令和元年度末現在)

| 区分             | No.      | 大分類    | No.           | 中分類   | 施設名称      |
|----------------|----------|--------|---------------|-------|-----------|
| 建築系公共施設        | 7        | 町営住宅   | 1             | 町営住宅  | 鶴松中層団地    |
|                |          |        |               |       | 丸の内住宅     |
|                |          |        |               |       | 緑ヶ丘団地     |
|                |          |        |               |       | 後水団地      |
|                |          |        |               |       | 幸町団地      |
|                |          |        |               |       | 山鹿A団地     |
|                |          |        |               |       | 山鹿B団地     |
|                |          |        |               |       | 新緑ヶ丘団地    |
|                |          |        |               |       | 第1高浜団地    |
|                |          |        |               |       | 第2高浜団地    |
|                |          |        |               |       | 第3高浜団地    |
|                |          |        |               |       | 第4高浜団地    |
|                |          |        |               |       | 鶴松団地      |
|                |          |        |               |       | 望海団地      |
|                |          |        |               |       | 丸の内住宅集会所  |
|                | 緑ヶ丘団地集会所 |        |               |       |           |
|                | 8        | 行政系施設  | 1             | 庁舎等   | 芦屋町役場     |
|                |          |        |               |       | 庁舎附属施設    |
|                |          |        | 2             | 消防施設  | 水防倉庫      |
|                |          |        |               |       | 第1分団車庫    |
|                |          |        |               |       | 第2分団車庫    |
|                | 第3分団車庫   |        |               |       |           |
|                | 9        | 給排水施設  | 1             | 給排水施設 | 正津ヶ浜ポンプ場  |
|                |          |        |               |       | 丸の内ポンプ場   |
|                |          |        |               |       | 高浜町雨水ポンプ場 |
|                |          |        |               |       | 粟屋雨水ポンプ場  |
|                | 10       | 公衆衛生施設 | 1             | 衛生施設  | 衛生倉庫      |
|                |          |        |               |       | 2         |
|                |          |        | 幸町公園トイレ       |       |           |
|                |          |        | 江川台中央公園トイレ    |       |           |
|                |          |        | 高浜ポケットパークトイレ  |       |           |
|                |          |        | 高浜町公園トイレ      |       |           |
|                |          |        | 三軒屋公園トイレ      |       |           |
|                |          |        | 山鹿公園トイレ       |       |           |
|                |          |        | 大城コミュニティ広場トイレ |       |           |
|                |          |        | 中央公園トイレ       |       |           |
|                |          |        | 白浜町公園トイレ      |       |           |
| 緑ヶ丘公園トイレ       |          |        |               |       |           |
| 芦屋海浜公園トイレ      |          |        |               |       |           |
| 芦屋海浜公園第3駐車場トイレ |          |        |               |       |           |
| 城山公園奥駐車場トイレ    |          |        |               |       |           |
| 夏井ヶ浜公衆トイレ      |          |        |               |       |           |
| 柏原漁港奥駐車場トイレ    |          |        |               |       |           |
| 洞山入口公衆トイレ      |          |        |               |       |           |

表 1-3 対象とする公共施設等(建築系公共施設) (令和元年度末現在)

| 区分      | No. | 大分類      | No.       | 中分類   | 施設名称              |
|---------|-----|----------|-----------|-------|-------------------|
| 建築系公共施設 | 11  | その他施設    | 1         | その他施設 | 船頭町商業施設(スーパーはまゆう) |
|         |     |          |           |       | 作業員詰所             |
|         |     |          |           |       | 戦没者慰霊塔            |
|         | 12  | 公営企業会計施設 | 1         | 下水道施設 | 芦屋町浄化センター         |
|         |     |          |           |       | 中ノ浜ポンプ場           |
|         |     |          |           |       | 汐入ポンプ場            |
|         |     |          |           |       | 西浜町ポンプ場           |
|         |     |          |           |       | 祇園町ポンプ場           |
|         |     |          |           |       | 栗屋ポンプ場            |
|         |     |          |           |       | 下ノ辻ポンプ場           |
| 月軒ポンプ場  |     |          |           |       |                   |
| 2       |     | 競走場施設    | 芦屋ボートレース場 |       |                   |

表 1-4 対象とする公共施設等(インフラ系公共施設) (令和元年度末現在)

| 区分        | No. | 大分類      | No. | 中分類                      | 備考                                       |
|-----------|-----|----------|-----|--------------------------|--|
| インフラ系公共施設 | 13  | 道路       | 1   | 町道                       | 延長 78,235 m<br>面積 505,551 m <sup>2</sup> |
|           |     |          | 2   | 農道                       | 延長 3,846 m<br>面積 18,364 m <sup>2</sup>   |
|           |     |          | 3   | 自転車歩行者道                  | 延長 0,834 m<br>面積 5,091 m <sup>2</sup>    |
|           | 14  | 橋りょう     | 1   | 橋りょう                     | 延長 185.69 m<br>橋数 25 橋                   |
|           | 15  | 下水道(管きよ) | 1   | 公共下水道                    | 延長 97,509 m                              |
|           | 16  | 漁港       | 1   | 防波堤                      | 延長 583.3 m                               |
|           |     |          | 2   | 防砂堤                      | 延長 100.0 m                               |
|           |     |          | 3   | 護岸                       | 延長 1,380.8 m                             |
|           |     |          | 4   | 胸壁                       | 延長 78.8 m                                |
|           |     |          | 5   | 係留施設                     | 延長 841.7 m                               |
| 6         |     |          | 道路  | 延長 555.9 m               |  |
| 7         |     |          | 泊地  | 面積 74,003 m <sup>2</sup> |  |

## 2 芦屋町の現状

### 2.1 人口の推移、将来人口

芦屋町の人口は平成 17 年から減少傾向となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計でみると令和 2 年（2020 年）以降も人口は減少する見込みであり、令和 42 年（2060 年）には人口は 5,178 人となる見込みです。

人口推移とともに人口推計値を年齢三区分別の内訳でみると、年少人口（0 歳から 14 歳まで）及び生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）は平成 17 年から減少傾向にあります。一方で老年人口（65 歳以上）は令和 2 年（2020 年）までは増加し、その後は減少する見込みです。

平成 27 年 9 月末の老年人口は 4,109 人で、総人口の 29%ですが、令和 42 年（2060 年）には 2,090 人と総人口の 40%となる見込みです。平成 27 年に 1,935 人と総人口の 14%である年少人口は、令和 42 年（2060 年）には 495 人と 10%となる見込みです。

一方、芦屋町ではこうした少子高齢化等の対策を検討し、「第 2 期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 3 年 2 月）にとりまとめ、合計特殊出生率<sup>2</sup>を令和 22 年（2040 年）に 2.07 まで上昇させることを想定した人口ビジョンを策定し、今後の様々な施策を行っていきます。

なお、合計特殊出生率は、昭和 58 年（1983 年）から平成 19 年（2007 年）までは 1.82 から 1.47 まで減少していますが、その後は増加に転じて平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）の平均では 1.74 となり、国や県の水準を上回っています。

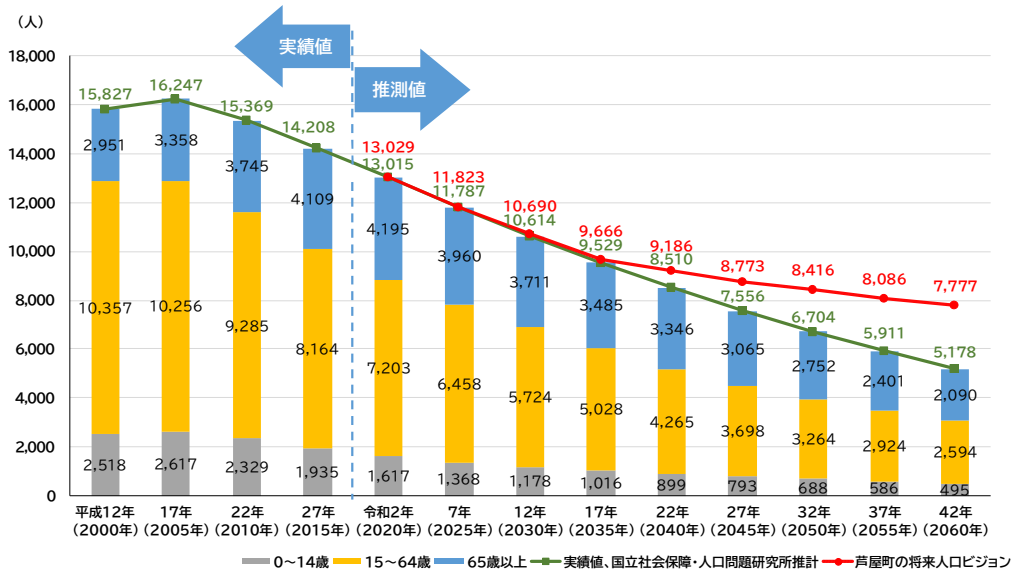


図 1-3 人口の推移及び将来推計

表 1-5 合計特殊出生率の推移

|     | S 58~62 年<br>(1983~1987 年) | S 63~H 4 年<br>(1988~1992 年) | H 5~9 年<br>(1993~1997 年) | H 10~14 年<br>(1998~2002 年) | H 15~19 年<br>(2003~2007 年) | H 20~24 年<br>(2008~2012 年) | H 25~29 年<br>(2013~2017 年) |
|-----|----------------------------|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 国   | 1.73                       | 1.54                        | 1.45                     | 1.36                       | 1.31                       | 1.38                       | 1.43                       |
| 福岡県 | 1.73                       | 1.56                        | 1.44                     | 1.35                       | 1.31                       | 1.43                       | 1.50                       |
| 芦屋町 | 1.82                       | 1.69                        | 1.63                     | 1.56                       | 1.47                       | 1.67                       | 1.74                       |

<sup>2</sup> 合計特殊出生率：15 歳～49 歳の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。人口を維持するために必要な率は 2.07 とされています。

## 2.2 財政の現状と課題

### (1) 普通会計における収支の状況

#### ① 歳入の推移

令和2年度の歳入総額は115億円で、その内訳は国庫支出金が31億円、次いで地方交付税が23億円、その他収入が20億円となっています。国庫支出金の金額が大きくなっているのは、新型コロナウイルス感染症対策によるものです。

過去5年間の歳入をみると、町税は12億円、地方交付税は20億円前後で推移しており、町債については、平成29年度は地方独立行政法人芦屋中央病院の建替えに伴う施設整備費のため金額が大きくなっていますが、その他の年度は15億円前後で推移しています。

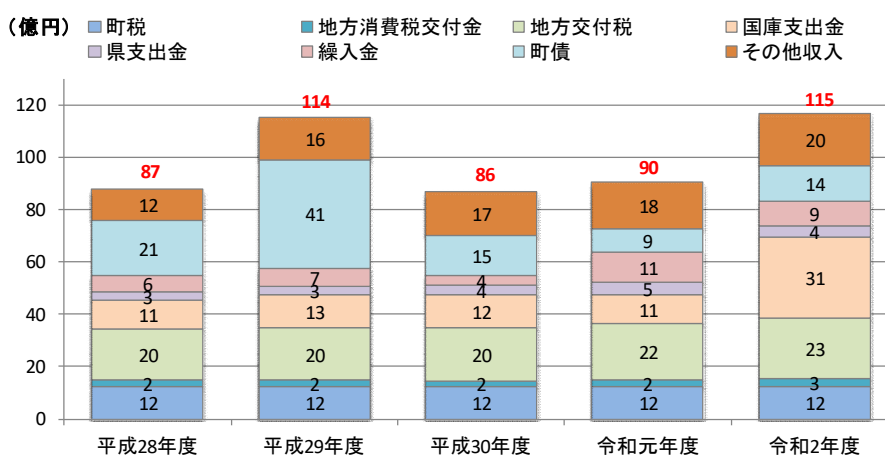


図 1-4 歳入の推移

#### ② 歳出の推移

令和2年度の歳出総額は111億円で、その内訳は補助費等が32億円、次いで投資的経費が16億円となっています。補助費等の金額が大きくなっているのは、新型コロナウイルス感染症対策によるものです。

過去5年間の歳出をみると、人件費、物件費は12億円前後で推移しており、投資的経費については、平成29年度は地方独立行政法人芦屋中央病院の建替えに伴う施設整備費のため金額が大きくなっていますが、その他の年度は15億円前後で推移しています。

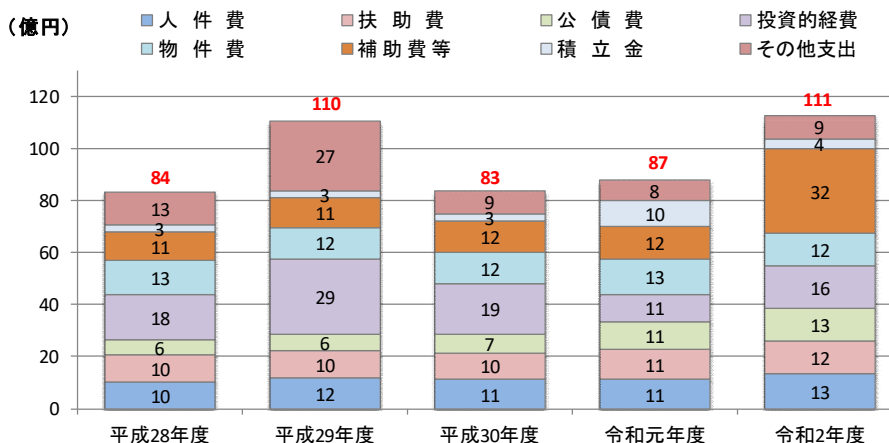


図 1-5 歳出の推移

(2) 公営企業会計における収支の状況

① 公共下水道事業

公共下水道事業における収支の状況は、収益的収支の収入が7.2～8.2億円/年、支出が6.9～8.0億円/年で推移しており、概ね収入と支出が同じとなっています。資本的収支の収入は、0.4～4.5億円/年、支出は2.1～6.3億円/年で推移しており、支出が収入を上回っています。

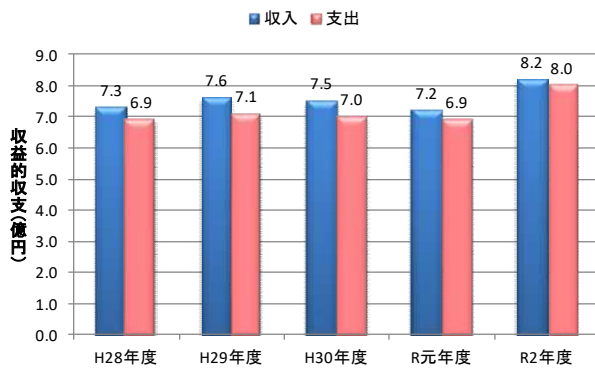


図 1-6 収益的収支の推移

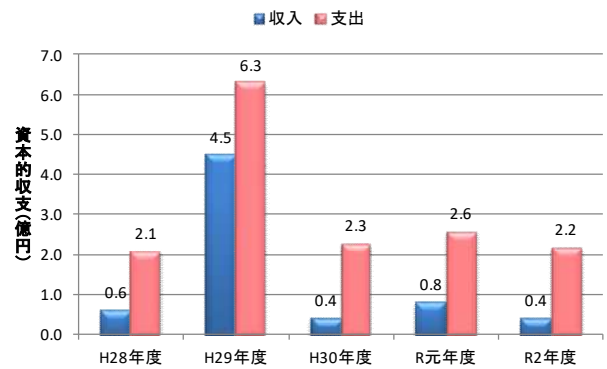


図 1-7 資本的収支の推移

② モーターボート競走事業

モーターボート競走事業における収支の状況は、収益的収支の収入が858～1,279億円/年、支出が847～1,226億円/年で推移しており、収入が支出を上回っています。資本的収支の収入は0億円/年、支出は2.3～16.6億円/年で推移しており、支出が収入を上回っています。

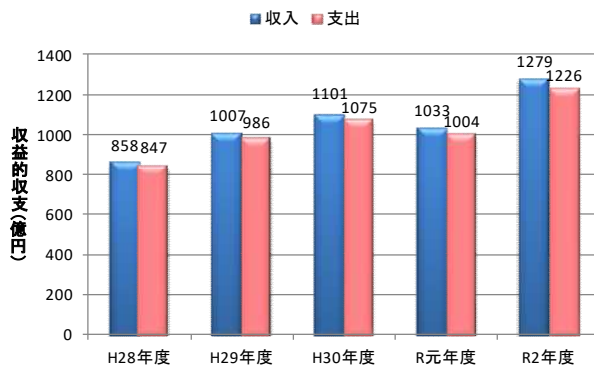


図 1-8 収益的収支の推移

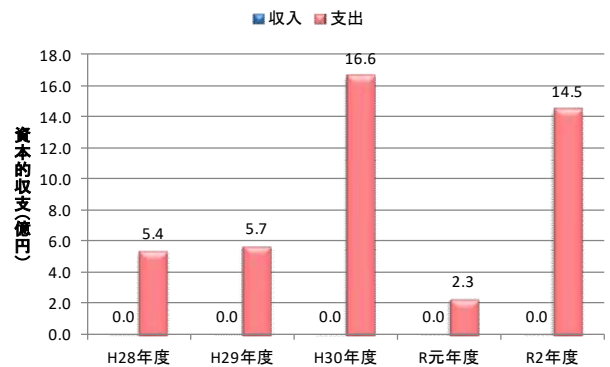


図 1-9 資本的収支の推移

### (3) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。

数値が100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。芦屋町の有形固定資産減価償却率は令和元年度は64.4%であり、今後耐用年数の到達とともに更に有形固定資産減価償却率が高くなることが予想されます。

なお、有形固定資産減価償却率は長寿命化対策による使用期限の延長効果が数値に反映されないことから、施設の老朽度合などを直接示すものではありません。

表 1-6 有形固定資産減価償却率

| 年度       | 公共施設保有総量                  | 有形固定資産減価償却率 |
|----------|---------------------------|-------------|
| 平成 28 年度 | 30,264,170 m <sup>2</sup> | 67.2%       |
| 平成 29 年度 | 34,572,654 m <sup>2</sup> | 67.5%       |
| 平成 30 年度 | 35,438,768 m <sup>2</sup> | 65.1%       |
| 令和元年度    | 35,030,164 m <sup>2</sup> | 64.4%       |

※有形固定資産減価償却率は、平成 28 年度からの新たな指標であるため、それ以前の数値はありません。

#### <有形固定資産減価償却率>

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

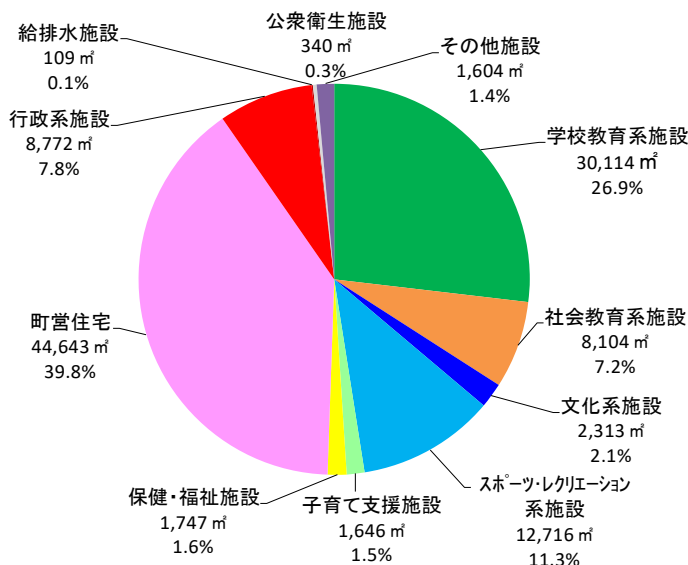
### 3 公共施設等の現状と将来予測

#### 3.1 建築系公共施設

##### (1) 用途大分類別の数量

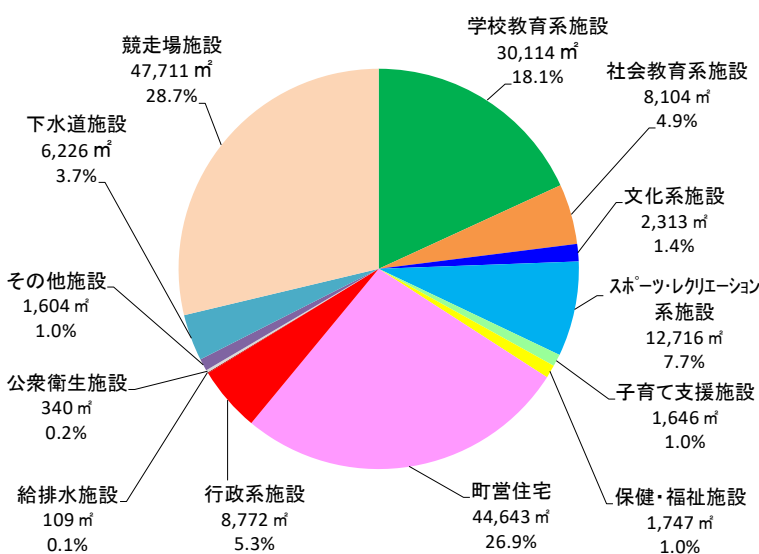
本町が保有する建築系公共施設は、169 施設、総延床面積 112,108 ㎡（令和元年度末現在）です。公営企業会計施設である下水道施設及び競走場施設を加えると、198 施設、総延床面積 166,045 ㎡（令和元年度末現在）となります。

用途大分類別にみた延床面積の内訳は、公営企業会計施設を除けば、町営住宅が最も大きく 39.8%（44,643 ㎡）と 4 割を占めています。次いで学校教育系施設が 26.9%（30,114 ㎡）となっており、上位 2 つの用途が、延床面積全体の 66.7%（74,757 ㎡）を占めています。



| 大分類              | 延床面積 (㎡) | 割合     |
|------------------|----------|--------|
| 学校教育系施設          | 30,114   | 26.9%  |
| 社会教育系施設          | 8,104    | 7.2%   |
| 文化系施設            | 2,313    | 2.1%   |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 12,716   | 11.3%  |
| 子育て支援施設          | 1,646    | 1.5%   |
| 保健・福祉施設          | 1,747    | 1.6%   |
| 町営住宅             | 44,643   | 39.8%  |
| 行政系施設            | 8,772    | 7.8%   |
| 給排水施設            | 109      | 0.1%   |
| 公衆衛生施設           | 340      | 0.3%   |
| その他施設            | 1,604    | 1.4%   |
| 合計               | 112,108  | 100.0% |

図 1-10 建築系公共施設の用途大分類別・延床面積の割合（令和元年度末現在） ※公営企業会計施設除く



| 大分類              | 延床面積 (㎡) | 割合     |       |
|------------------|----------|--------|-------|
| 学校教育系施設          | 30,114   | 18.1%  |       |
| 社会教育系施設          | 8,104    | 4.9%   |       |
| 文化系施設            | 2,313    | 1.4%   |       |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 12,716   | 7.7%   |       |
| 子育て支援施設          | 1,646    | 1.0%   |       |
| 保健・福祉施設          | 1,747    | 1.0%   |       |
| 町営住宅             | 44,643   | 26.9%  |       |
| 行政系施設            | 8,772    | 5.3%   |       |
| 給排水施設            | 109      | 0.1%   |       |
| 公衆衛生施設           | 340      | 0.2%   |       |
| その他施設            | 1,604    | 1.0%   |       |
| 公営企業会計施設         | 下水道施設    | 6,226  | 3.7%  |
|                  | 競走場施設    | 47,711 | 28.7% |
| 合計               | 166,045  | 100.0% |       |

図 1-11 建築系公共施設の用途大分類別・延床面積の割合（令和元年度末現在） ※公営企業会計施設含む



## (2) 建築年度別・用途大分類別延床面積

公共施設について、用途大分類別及び建築年度別に延床面積を整理すると、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代中頃にかけて町営住宅と学校教育系施設を中心に多くの建物が整備されました。

建設後 30 年以上経過した建物は老朽化が進み、建替えや大規模改修等の更新が必要になってきます。

本町では、建設後 30 年以上経過し、今後 10 年から 20 年程度以内に建替えや大規模改修等の更新を控える建物の延床面積は 90,525 m<sup>2</sup> で全体の 81% を占めています。また、これらの多くが、町営住宅や学校教育系施設が中心となっています。

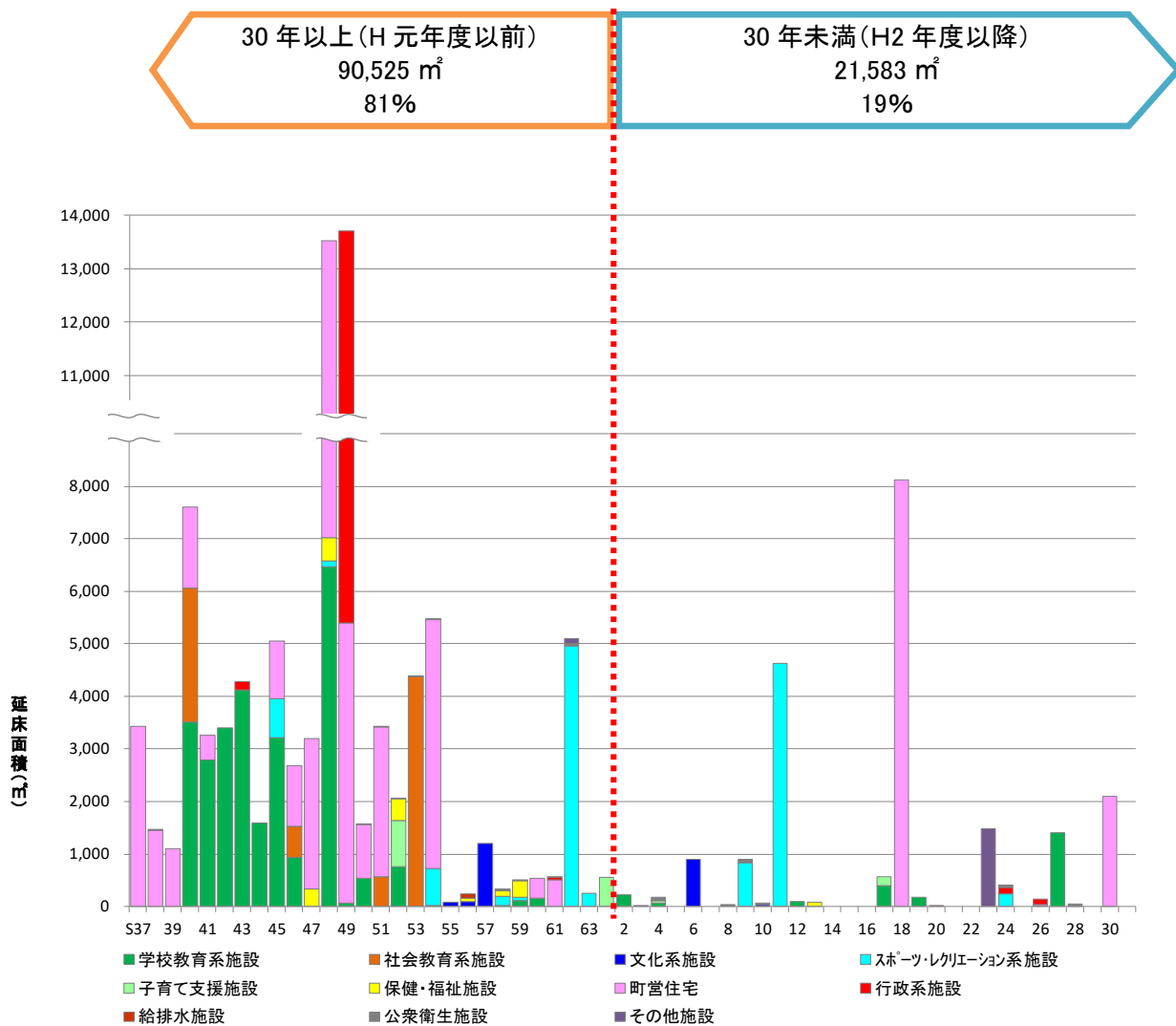


図 1-12 建築年度別・用途大分類別延床面積 (令和元年度末現在) [※公営企業会計施設除く](#)

公営企業会計施設である下水道施設については、建設後 30 年以上経過した建物の延床面積が 5,462 m<sup>2</sup>で全体の 88%となっています。一方で競走場施設は、233 m<sup>2</sup>で全体の 0.5%であり、すぐに建替えや大規模改修等の更新が必要になる施設はありません。

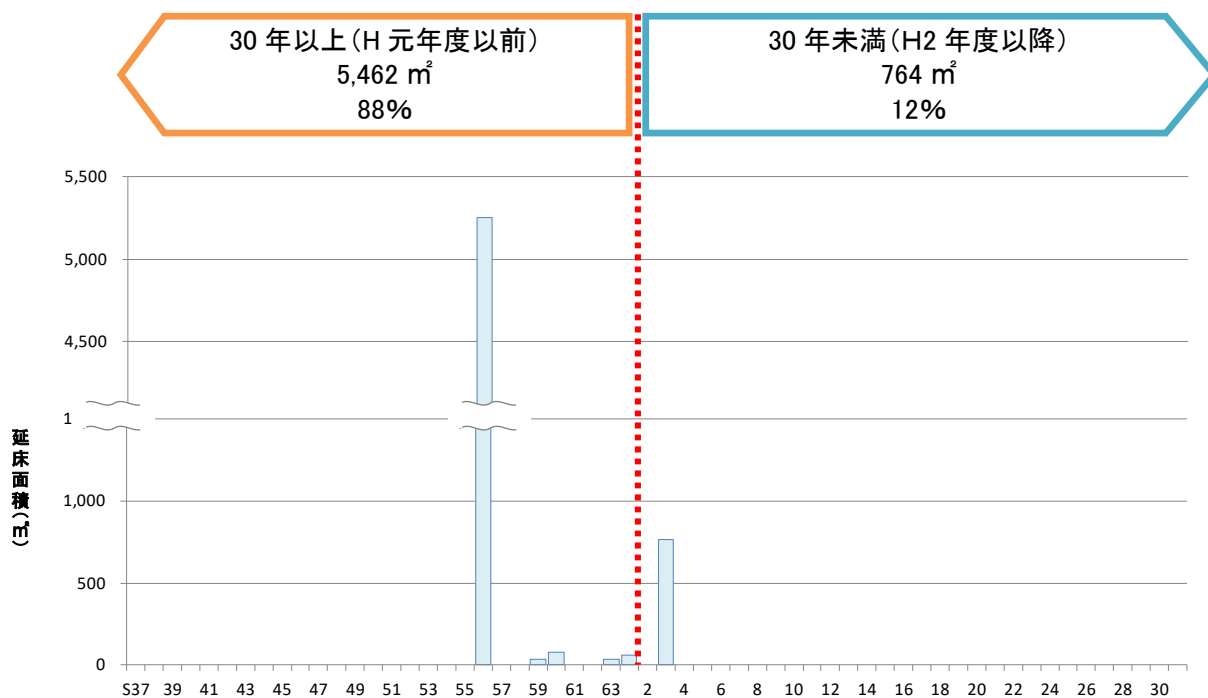


図 1-13 下水道施設の建築年度別延床面積(令和元年度末現在)

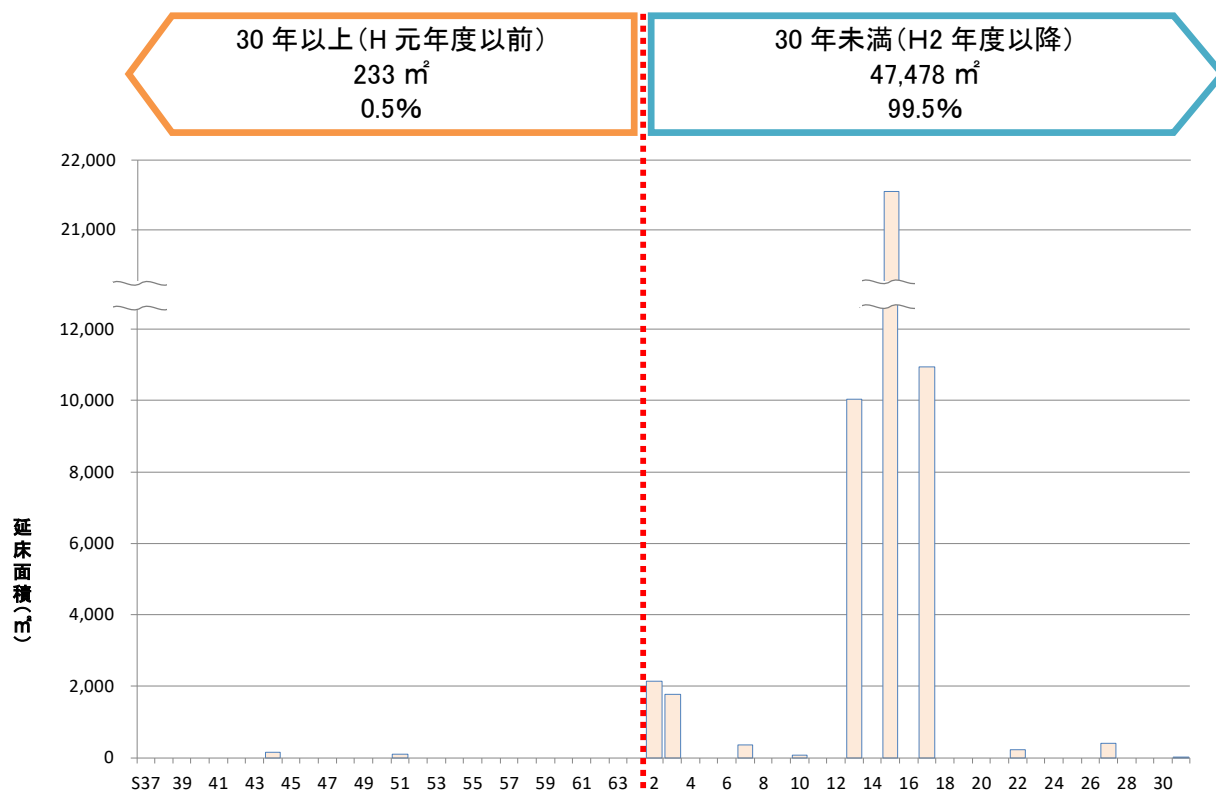
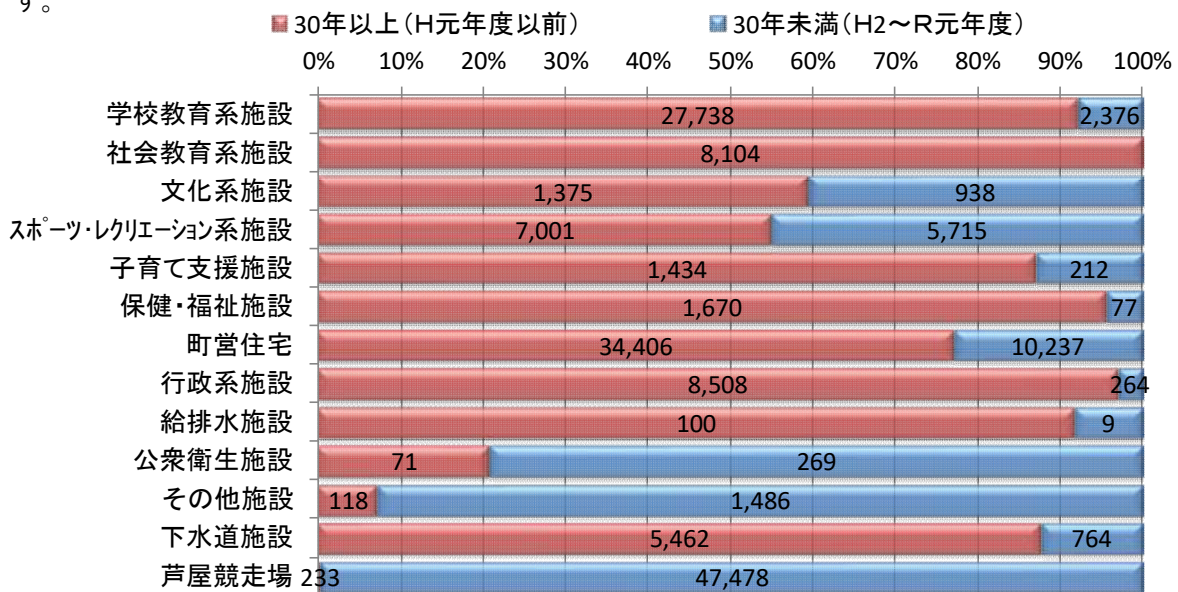


図 1-14 競走場施設の建築年度別延床面積(令和元年度末現在)

### (3) 経年別延床面積

用途大分類別にみた経年別の延床面積を整理すると、築年数が30年以上経過した建物は、学校教育系施設、社会教育系施設、保健・福祉施設、行政系施設及び給排水施設で多くみられます。



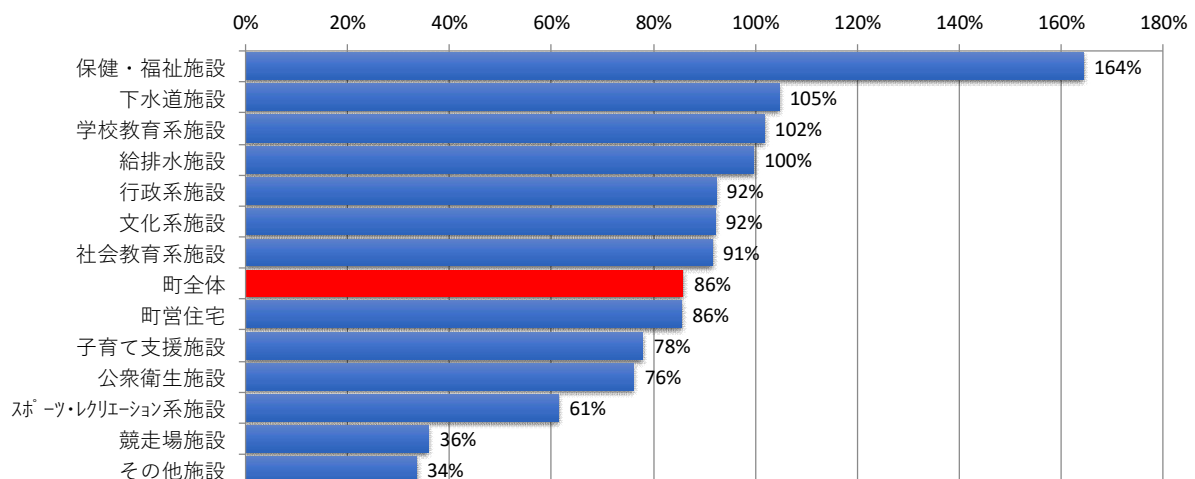
注：グラフの帯は延床面積（㎡）を示す。

図 1-15 主な用途大分類の経年別(30年未満・30年以上)延床面積(㎡)(令和元年度末現在)

### (4) 用途大分類別耐用年数経過率

用途大分類別にみた耐用年数経過率を集計すると、町の建築系公共施設全体の耐用年数経過率は86%と耐用年数の半分を経過している施設が多い状況であり、保健・福祉施設、下水道施設、学校教育系施設が100%を超えています。

一方、スポーツ・レクリエーション系施設や競走場施設は、新しい施設が多いため、耐用年数経過率は低くなっています。



注1：耐用年数経過率＝築後経過年数÷耐用年数

注2：各用途大分類別の経過率は施設の延床面積で加重平均して算出しています。

注3：耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に基づいています。

図 1-16 用途大分類別耐用年数経過率(令和元年度末現在)

(5) 町民一人当たりの延床面積

建築系公共施設について、町民一人当たりの延床面積を福岡県類似団体<sup>3</sup>と比較しました。本町の町民一人当たりの延床面積は 7.5 m<sup>2</sup>/人であり、類似 5 団体の中では 3 番目に大きい値となります。類似団体の中では平均的な値ですが、福岡県全体、九州全体、全国類似団体及び全国と比べると 1.3~2.0 倍大きい値となります。

表 1-7 福岡県内の類似団体等における町民一人当たり延床面積等の状況

| 名 称     | 延床面積 (m <sup>2</sup> ) | 人口 (人)      | 一人当たり延床面積 (m <sup>2</sup> /人) | 面積 (k m <sup>2</sup> ) | 人口密度 (人/k m <sup>2</sup> ) |
|---------|------------------------|-------------|-------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 芦屋町     | 110,300                | 14,682      | 7.51                          | 11.60                  | 1,266                      |
| 桂川町     | 70,105                 | 13,993      | 5.01                          | 20.14                  | 695                        |
| 大木町     | 42,908                 | 14,557      | 2.95                          | 18.44                  | 789                        |
| 香春町     | 93,493                 | 11,789      | 7.93                          | 44.50                  | 265                        |
| 添田町     | 156,060                | 10,714      | 14.57                         | 132.20                 | 81                         |
| 福岡県類似団体 | 472,866                | 65,735      | 7.19                          | —                      | —                          |
| 福岡県全体   | 21,251,576             | 5,122,448   | 4.15                          | —                      | —                          |
| 九州全体    | 62,744,429             | 13,216,967  | 4.75                          | —                      | —                          |
| 全国類似団体  | 4,113,288              | 716,091     | 5.74                          | —                      | —                          |
| 全 国     | 482,846,751            | 128,226,483 | 3.77                          | —                      | —                          |

注 1：延床面積は「公共施設状況調」（平成 27 年 3 月時点）、人口は「住民基本台帳」（平成 27 年 1 月時点）、面積は「全国都道府県市区町村別面積調」（平成 27 年 10 月時点）より。

注 2：福岡県類似団体、福岡県全体、九州全体、全国類似団体及び全国の一人当たり延床面積は、それぞれ全延床面積を人口で除した値を示します。

注 3：全国類似団体は平成 11 年度以降に合併した町村を除いた 57 団体を集計しています。

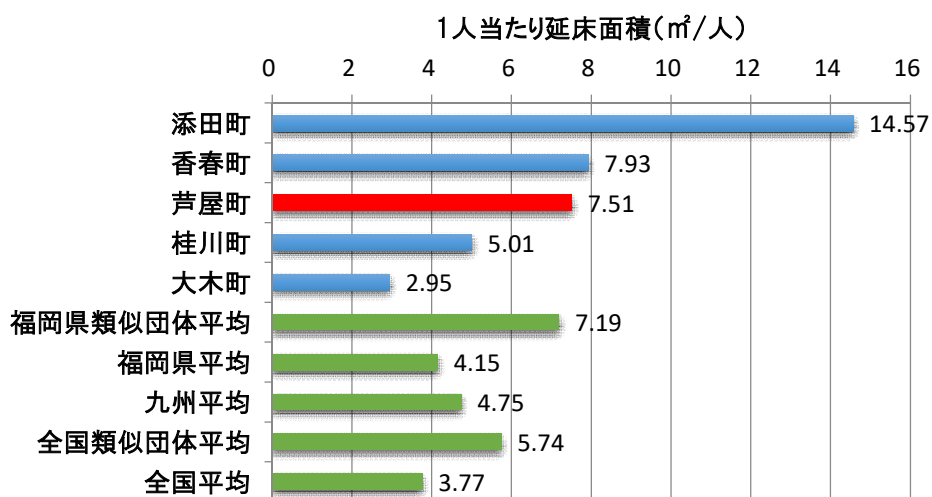


図 1-17 福岡県内類似団体等における町民一人当たり延床面積の状況

<sup>3</sup> 類似団体は、人口規模及び産業構造が似ている行政の団体であり、福岡県内における芦屋町の類似団体は桂川町、大木町、香春町及び添田町です。

### 3.2 インフラ系公共施設

#### (1) 道路

町が管理する道路は実延長 82,915m、面積は 529,006 m<sup>2</sup>となっています。また、道路の改良済実延長が 60,964m、未改良が 21,951mとなっています。

表 1-8 道路の状況 (令和元年度末現在)

| 種 類         | 実延長 (m) |      | 総面積 (m <sup>2</sup> ) |      | 道路改良済実延長 (m) |      | 道路未改良実延長 (m) |      |
|-------------|---------|------|-----------------------|------|--------------|------|--------------|------|
|             |         | 構成比  |                       | 構成比  |              | 構成比  |              | 構成比  |
| 町道 1 級      | 7,275   | 9%   | 114,832               | 22%  | 7,275        | 12%  | 0            | 0%   |
| 町道 2 級      | 10,514  | 13%  | 88,116                | 17%  | 10,063       | 17%  | 451          | 2%   |
| その他町道       | 60,446  | 73%  | 302,603               | 57%  | 40,396       | 66%  | 20,050       | 91%  |
| 農 道         | 3,846   | 4%   | 18,364                | 3%   | 2,396        | 4%   | 1,450        | 7%   |
| 自転車<br>歩行者道 | 834     | 1%   | 5,091                 | 1%   | 834          | 1%   | 0            | 0%   |
| 合 計         | 82,915  | 100% | 529,006               | 100% | 60,964       | 100% | 21,951       | 100% |

#### (2) 橋りょう

橋りょうは総延長 186m、総面積 1,809 m<sup>2</sup>、橋数は総数 25 橋が整備されています。構造別に延長、面積、橋数を集計すると、PC（プレストレスト・コンクリート）橋の延長は 77m、面積 1,040 m<sup>2</sup>、橋数は 8 橋、RC（鉄筋コンクリート）橋の延長は 109m、面積 769 m<sup>2</sup>、橋数は 25 橋です。

橋りょうは、昭和 40 年～50 年代に多く整備されています。また、平成 8 年度には幅員が広い中山口 1 号橋と 2 号橋が整備され、橋りょう面積が大幅に増加しました。

表 1-9 構造別橋りょうの状況 (令和元年度末現在)

| 構造   | 延長 (m) | 構成比  | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 構成比  | 橋数 | 構成比  |
|------|--------|------|----------------------|------|----|------|
| PC 橋 | 77     | 41%  | 1,040                | 57%  | 8  | 32%  |
| RC 橋 | 109    | 59%  | 769                  | 43%  | 17 | 68%  |
| 合 計  | 186    | 100% | 1,809                | 100% | 25 | 100% |

表 1-10 建設年次別橋りょうの状況 (令和元年度末現在)

|      | S34   |    | S40   |    | S46   |    | S48   |    | S53   |    | H8    |    |
|------|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
|      | 延長(m) | 橋数 | 延長(m) | 橋数 | 延長(m) | 橋数 | 延長(m) | 橋数 | 延長(m) | 橋数 | 延長(m) | 橋数 |
| PC 橋 | 0     | 0  | 27    | 4  | 0     | 0  | 15    | 1  | 20    | 1  | 9     | 1  |
| RC 橋 | 4     | 1  | 40    | 8  | 19    | 1  | 13    | 1  | 0     | 0  | 7     | 1  |
| 合計   | 4     | 1  | 67    | 12 | 19    | 1  | 28    | 2  | 20    | 1  | 16    | 2  |

|      | H13   |    | H17   |    | H29   |    |
|------|-------|----|-------|----|-------|----|
|      | 延長(m) | 橋数 | 延長(m) | 橋数 | 延長(m) | 橋数 |
| PC 橋 | 6     | 1  | 0     | 0  | 0     | 0  |
| RC 橋 | 8     | 1  | 9     | 1  | 9     | 3  |
| 合計   | 14    | 2  | 9     | 1  | 9     | 3  |

### (3) 下水道

下水道は総延長 97,509mで、汚水管が 93,864m、雨水管が 3,645mとなっています。管種別では、陶管が最も多く使われ、次いで塩ビ管の順になっています。管径別では、250mm以下のものが最も多く使われています。

表 1-11 管種別施工状況 (令和元年度末現在)

| 種別 | 陶管      | 塩ビ管     | コンクリート管 | その他     | 合計      |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 汚水 | 52,924m | 10,839m | 18,351m | 11,750m | 93,864m |

| 種別 | ヒューム管  | ボックスカルバート管 | シールド | 合計     |
|----|--------|------------|------|--------|
| 雨水 | 2,806m | 543m       | 296m | 3,645m |

表 1-12 管径別施工状況 (令和元年度末現在)

| 種別  | 250mm以下 | 251～500mm | 501～1,000mm | 1,001～2,000mm | 2,001～3,000mm | 合計      |
|-----|---------|-----------|-------------|---------------|---------------|---------|
| 汚水  | 84,255m | 5,517m    | 1,363m      | 2,729m        | 0m            | 93,864m |
| 雨水  | 0m      | 444m      | 439m        | 1,654m        | 1,108m        | 3,645m  |
| 総延長 | 84,255m | 5,961m    | 1,802m      | 4,383m        | 1,108m        | 97,509m |

### (4) 漁港

漁港は防波堤、船揚場等の総延長が 3.541m、泊地面積が 74,003 m<sup>2</sup>となっています。

表 1-13 漁港施設の状況 (令和元年度末現在)

| 分類   | 延長     | 泊地面積                  |
|------|--------|-----------------------|
| 防波堤  | 583m   | -                     |
| 防砂堤  | 100m   | -                     |
| 護岸   | 1,381m | -                     |
| 胸壁   | 79m    | -                     |
| 係留施設 | 842m   | -                     |
| 道路   | 556m   | -                     |
| 泊地   | -      | 74,003 m <sup>2</sup> |
| 合計   | 3.541m | 74,003 m <sup>2</sup> |

### 3.3 公共施設等における更新費用の推計

---

#### (1) 基本的な考え方

推計は施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の費用（以下「単純更新費用」という）と長寿命化対策を反映した場合の費用（以下「長寿命化費用」という）を令和 28 年（2046 年）まで算出しました。

#### (2) 更新費用の推計の考え方

##### ① 単純更新費用

推計の詳細な条件は総務省が推奨している一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）における「公共施設更新費用試算ソフト」の条件に準拠しました。

##### ② 長寿命化費用

単純更新費用に令和 2 年度（2020 年度）末までに策定している個別施設計画（長寿命化計画）を反映し推計しました。

ただし、令和 28 年（2046 年）まで推計していない計画や計画範囲が施設の一部に限定されている計画は反映していません。

#### (3) 対象とする公共施設等

対象とする施設は、建築系、インフラ系に分け、以下のとおりとしました。

##### ① 建築系公共施設

普通会計に係る建築物（学校施設、町営住宅等）及び公営企業会計に係る建築物（競走場施設、下水道処理施設等）としました。

※地方独立行政法人芦屋中央病院が保有する施設は、本計画の対象外であるため、含まれていません。

##### ② インフラ系公共施設

道路、橋りょう及び下水道（管きょ）としました。

※漁港施設については、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）における「公共施設更新費用試算ソフト」に更新単価が示されていないため、推計の対象からは除いています。

#### (4) 財源

更新費用の推計は事業費ベースで算出しており、国庫補助金、各種使用料収入、地方債等は考慮していません。そのため将来の更新時点における一般財源ベースの財政負担とは必ずしも一致しません。

また、公共下水道等の公営企業会計施設に係る経費については、地方財政法第 6 条により原則として料金収入が充当される独立採算制が前提とされていますので、一般財源ベースの財政負担は想定していません。

(5) 公共施設等（競走場施設を除く）の更新費用の比較

令和3年度（2021年度）から令和28年度（2046年度）までの26年間における更新費用について、競走場施設を除いた建築系公共施設とインフラ系公共施設の、比較を行いました。

なお、競走場施設を除いたのは、建築系公共施設全体の約3割の延床面積を占める競走場施設を含めてしまうと全国の類似団体との比較ができないためです。

① 単純更新費用と長寿命化費用の比較

単純更新費用は、26年間で668億円になるのに対し、長寿命化費用は558億円となり、長寿命化対策により110億円のコスト削減となります。

また、1年あたりの平均額で比較すると、単純更新費用は25.7億円、長寿命化費用は21.5億円となり、長寿命化対策により1年あたり4.2億円のコスト削減となります。

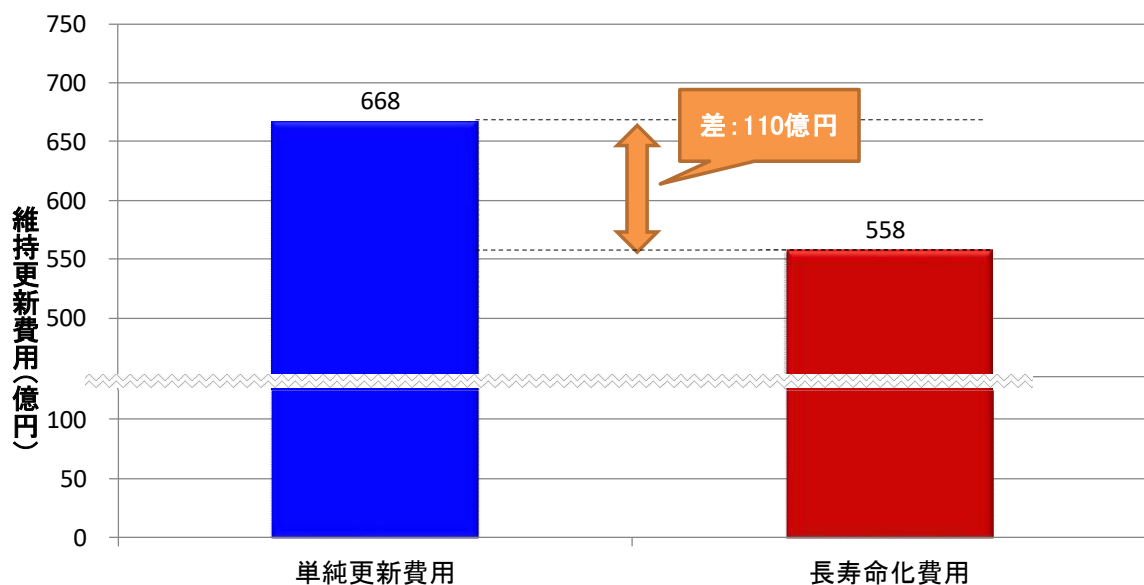


図 1-18 公共施設等の維持更新費用の比較 ※競走場施設除く



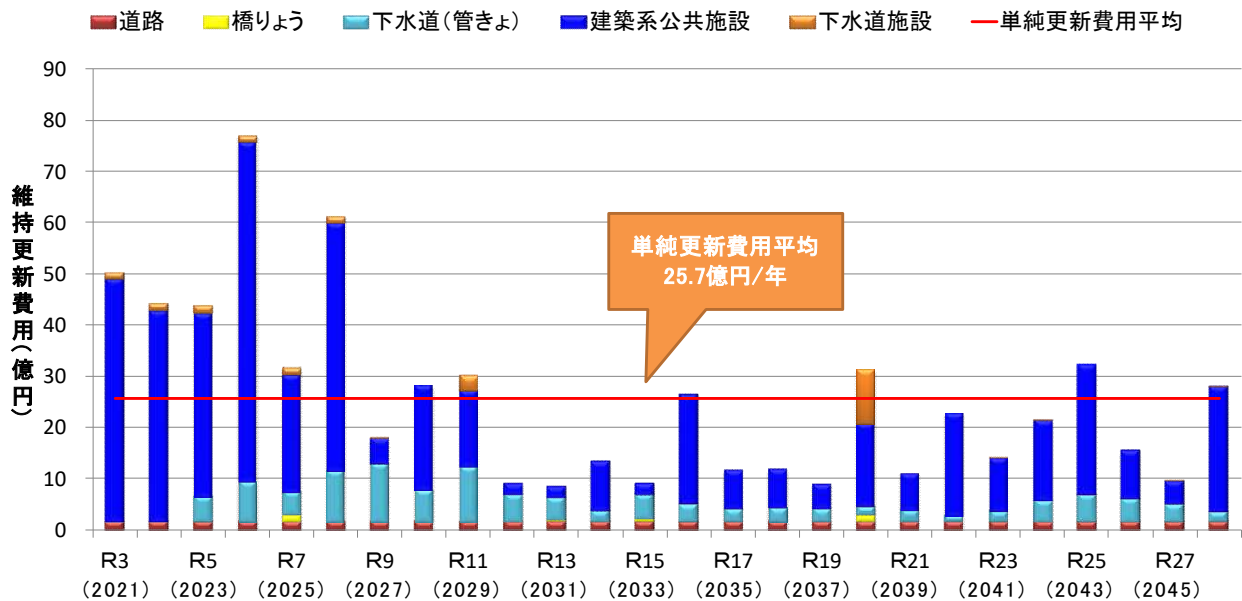


図 1-19 公共施設等の単純更新費用 ※競走場施設除く

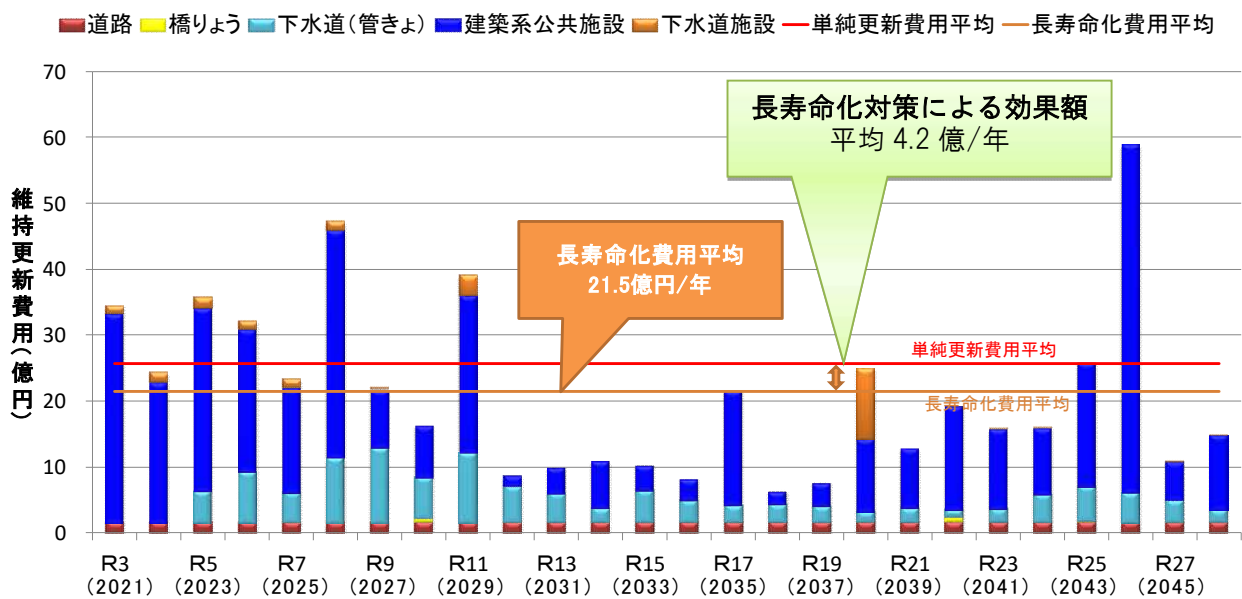


図 1-20 公共施設等の長寿命化費用 ※競走場施設除く

② 過去 10 年間の投資額と長寿命化費用の比較 (年平均)

過去 10 年間に於ける維持修繕費と投資的経費の年平均投資額は 17.3 億円になります。それに対し、長寿命化費用は 26 年間で総額 558 億円、年平均額は 21.5 億円となり、4.2 億円の差があります。

## 4 住民アンケート結果を踏まえた課題

---

### 4.1 公共施設等に関する住民アンケートの概要

---

建築系の公共施設及び道路・橋りょう・下水道等のインフラ系施設について、そのあり方と維持管理の方向性に関する町民の意見を把握するため、平成28年9月に、満18歳以上の男女2,000人の方を無作為に抽出し、アンケート調査を行いました。

回答者数は747人、回答率は37%でした。女性の回答がやや多く（54%）、年齢構成は10歳代が2%、20～30歳代が20%、40～50歳代が22%、60歳代以上が54%、年齢未回答が2%でした。

### 4.2 アンケート結果を踏まえた課題

---

#### (1) 優先的に維持していくべき建築系公共施設、見直しの理由、施設の適正管理について

- 建築系公共施設の見直しを行う場合でも優先的に維持あるいは充実していくべき施設として、学校教育系施設と子育て支援施設を挙げる方が多い状況です。町営住宅や文化系施設は、優先度の低い結果です。
- 見直しに伴い施設の数減らさなければならない場合の理由として、利用者の少なさ、高い維持費、建物や設備の老朽化、利用者が固定化している状況等が多く挙げられています。
- 利用の少ない施設の縮小・廃止、同様の役割・機能を持った施設との集約化、利用の見込まれる他の施設との複合化に対して肯定的な考えを持つ回答者が半数を超えています。
- 老朽化した施設については、建替と改修・耐震補強の意見にわかれており、施設の種類、老朽化の程度、建替及び改修等の費用により異なることが推察されます。

#### (2) 学校教育系施設（小学校・中学校）

- 学校教育系施設では学習の場としての最適な環境を重視しています。子育て支援施設等との複合化を考えている方も多く、機能面での効率化を考えていることがうかがえます。

#### (3) 社会教育系施設（公民館・町民会館）

- 回答者の57%が利用なしであり、年に数回程度を加えると8割を占め、公民館等は広く利用されていない状況です。講座等の内容の充実や利便性を重視する回答が多く、利用機会が少ないこと、駐車場が狭い等利用に係る制限的な要因のあることがうかがえます。

#### (4) 文化系施設

- 回答者の66%が利用なしであり、社会教育系施設と同様にイベント等の内容の充実や利便性を重視しています。

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

(体育館・レジャープールなど)

- 回答者の 60%が利用しておらず、特定の目的をもった方が利用している状況です。サービス時間帯等の質の充実、利便性、設備・備品等の充実を重視しています。

(6) 子育て支援施設（保育所・学童クラブなど）

- 子育て世代として 20～30 歳代の回答者に着目すると、週に数回程度以上利用している方は 1 割です。優先的に維持していくべき施設として、子育て支援施設は 2 位になっています。サービス時間帯、内容や質の充実に課題があることがうかがえます。

(7) 保健・福祉施設（老人憩の家など）

- 回答者のうち 60 歳代以上が 54%である一方、60 歳代以上の保健・福祉施設の利用なしは 8 割を占めています。施設が十分に利用されていない可能性がうかがえます。保健・福祉施設に対しては、サービス時間帯や内容・質の充実、利便性、利用者への配慮を重視しています。

(8) 町営住宅

- 町営住宅に居住している回答者は家賃と居住者への配慮（エレベータ等）をより重視し、町営住宅に居住していない回答者は居住空間と周辺環境をより重視しています。町営住宅には、居住者に配慮した設備と部屋の広さ等に課題があることがうかがえます。

(9) インフラ系施設（道路・橋りょう・下水道）

- 老朽化した施設であっても補強や改修により長く活用すること、初期費用が高くても長持ちする材料や構造の採用を肯定する意見が多く寄せられています。

(10) その他

- 建築系公共施設の利用にあたっては、便利で行きやすい場所にあることに対する意見が多く寄せられており、施設の最適配置を検討するうえでは、交通の便や駐車スペースに配慮が必要であることがうかがえます。



芦屋中学校



総合体育館

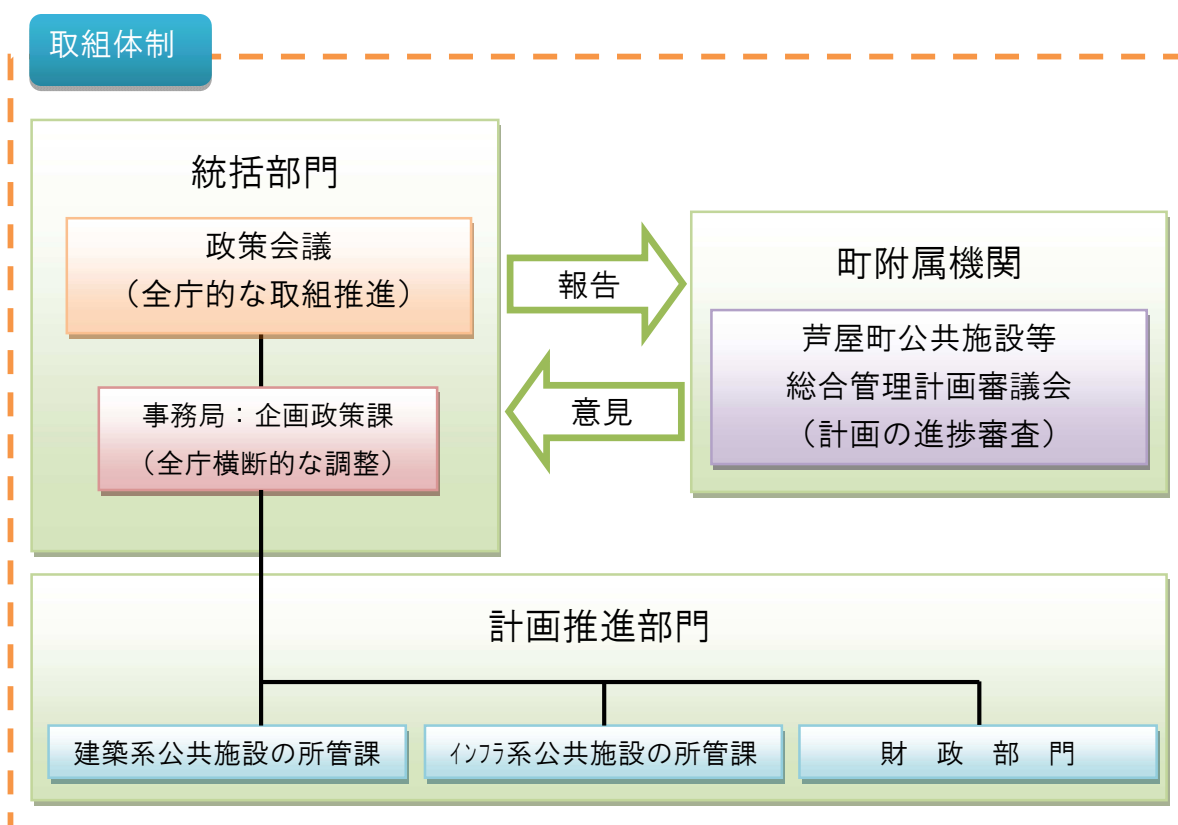
## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

#### 1.1 取組体制

これまで、本町では公共施設等の維持管理や再配置等の全般的な業務については、各施設所管部門が中心となり実施してきました。今後は、本町の公共施設等総合管理計画を総合的かつ計画的に管理し、全庁的な取組みとするため、「政策会議」において公共施設等のマネジメントを進めていきます。

また、公共施設等総合管理計画の進捗管理と各施設所管課の情報共有や全体調整等は企画政策課において実施することとし、町附属機関である「芦屋町公共施設等総合管理計画審議会」に進捗状況を報告し意見を求めます。



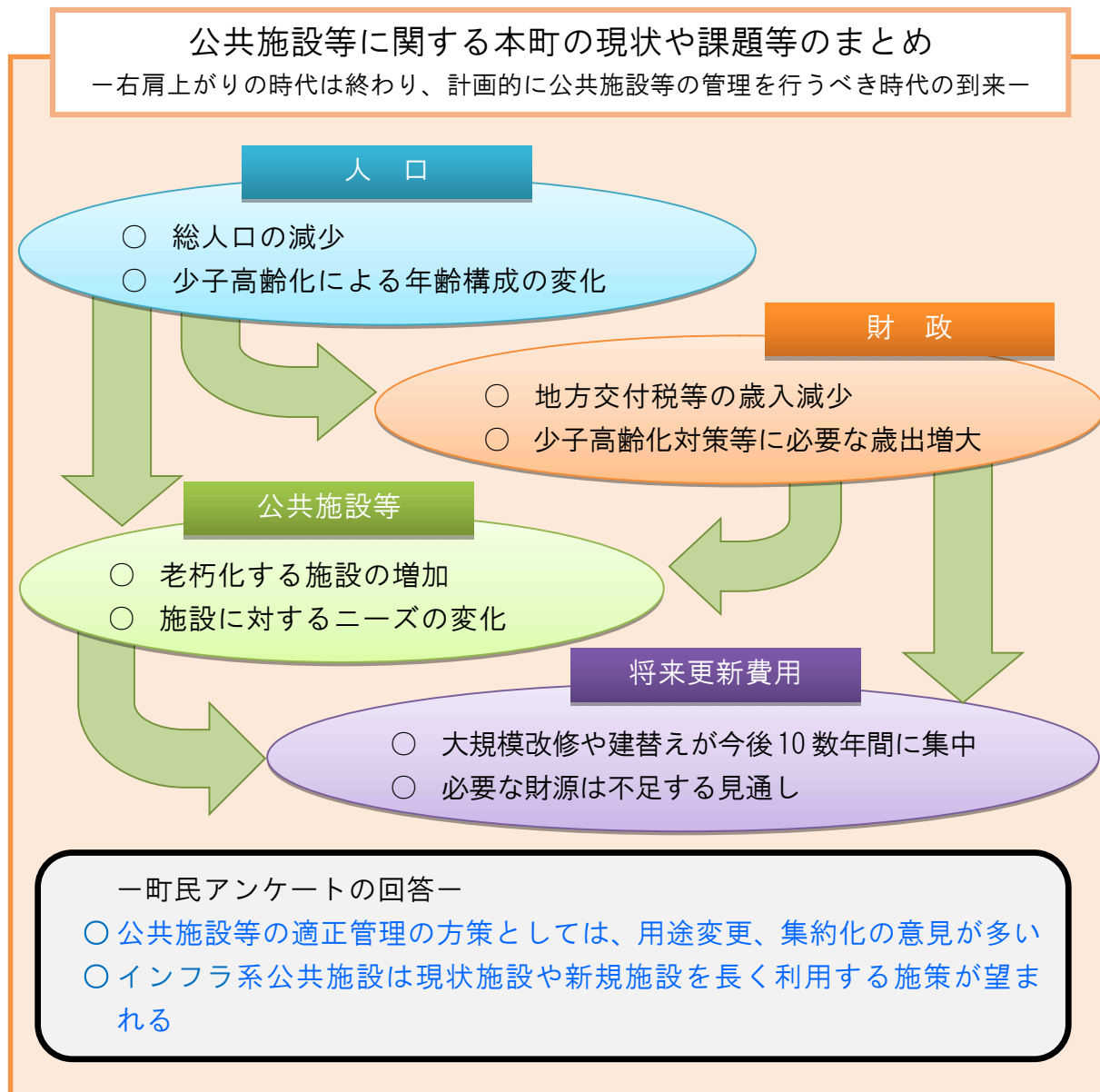
#### 1.2 情報共有方策

全庁的な取組体制のもとで、情報共有に係る方策を次のとおり定めます。

- 固定資産台帳の更新を全庁的に取組み、施設の異動更新情報を共有化することで個別計画の策定や施設の見直し等に活用します。
- 各施設所管課において策定した個別計画を全庁的に共有化します。
- 住民アンケートやパブリックコメントの積極的な活用を図り、住民や関係団体との情報共有や意見の反映を促進します。

## 2 現状や課題に関する基本認識

本町では、公共施設等の現況、人口及び財政の現況と将来見通し等を踏まえて、現状や課題に関する基本認識を以下の通りに整理しました。



### 現状や課題に関する基本認識のまとめ

将来への備えも含めて、以下の課題があります。

- 過去の特定時期(S30年代後半～S50年代前半)に整備された公共施設の一斉更新に備える必要性
- 計画的な維持管理によって機能維持を図る必要性
- 官民連携による効率的かつ効果的な施設管理の必要性

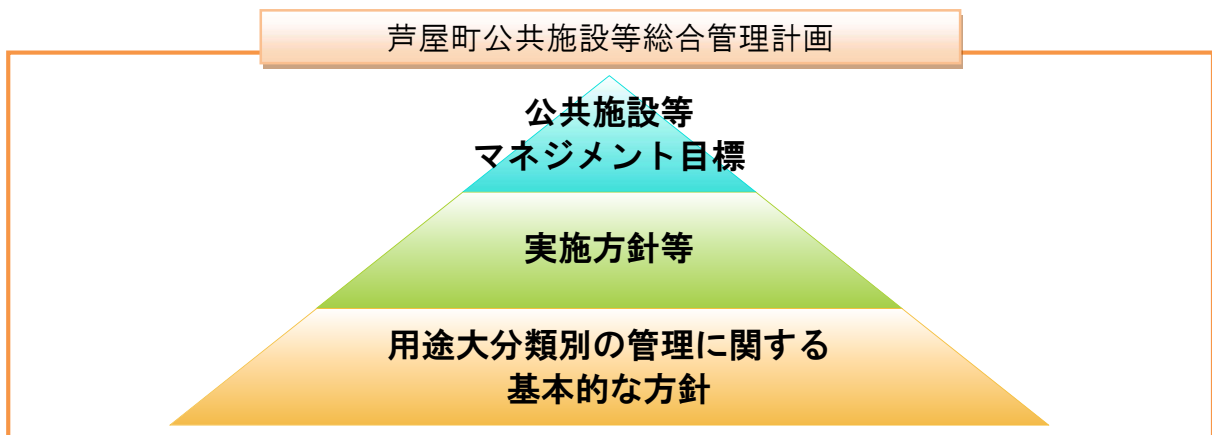
### 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### 3.1 公共施設等マネジメント目標

##### 公共施設等マネジメント目標と各方針の位置付け

本町は、現状と課題に関する基本認識を踏まえて、3つの管理目標からなる「公共施設等マネジメント目標」を設定しました。また、その目標を実現するため、公共施設等の計画的な管理に必要となる「実施方針等」及び用途大分類別の総量、配置、維持管理の適正化等についてまとめた「用途大分類別の管理に関する基本的な方針」を本計画で定めました。

今後は、各施設所管課で実施する施設管理（くたい 躯体・設備含む）や個別計画等の策定において各方針が反映されることとなります。



##### 公共施設等マネジメント目標

###### 管理目標 1 将来の更新に対する計画的な取組み

急速に進行する施設の老朽化に備え、更新計画、施設再編計画及び維持修繕計画等の策定を行い、各種計画に基づく施策の実施に取り組むことで、施設の整備・管理・更新に至るトータルコストの縮減を図りつつ、安全管理と機能維持に努めます。

###### 管理目標 2 有効活用の視点に基づく維持管理の推進

将来的な人口減少の見通しや厳しい財政事情等を踏まえ、施設の耐震化や長寿命化を引き続き推進するとともに、複合化や用途変更等の手法を活用して既存施設の有効活用に努め、「施設を長く賢く使う時代」への対応を図ります。

###### 管理目標 3 行政サービス水準の検討と官民連携・広域連携の推進

新たなサービス需要や多様化するサービスへの適切かつ柔軟な対応を図るために、行政サービス水準の検討と民間活力等の資金・施設・創意工夫等を活用することで、町の財政負担を軽減しつつ、公共施設等の適切な維持更新の実現を目指します。また、近隣市町村との公共施設の相互利用や共同運用について検討し、施設サービスの連携や施設配置の役割分担等を推進します。

### 3.2 目指すべき数値目標

本町は、「公共施設等マネジメント目標」の実現をより確かなものとするために、将来の維持更新費用の平準化・縮減に関して、目指すべき数値目標を設定します。

## 【数値目標】

今後 30 年間で建築系公共施設の

延床面積を **25%** 削減

### ＜目標値の算出根拠＞

#### ① 削減目標の考え方

削減目標は、一人当たりの延床面積を計算根拠として設定しました。

#### ② 削減目標の基準となる延床面積

本町の建築系公共施設は、住民一人当たりの延床面積が平成 26 年度末現在、7.51 m<sup>2</sup>/人です。

#### ③ 削減目標を算定するうえで比較する指標

削減目標は、合併町村を除く全国の類似団体について、建築系公共施設の延床面積及び人口を集計した一人当たり延床面積の平均値を用いました。

類似団体は全国で 57 団体があり、その平均は 5.74 m<sup>2</sup>/人です。

削減目標の算定

削減目標 = (芦屋町一人当たり延床面積 - 全国類似団体平均一人当たり延床面積)  
÷ 芦屋町一人当たり延床面積

25% ≙ (7.51 m<sup>2</sup>/人 - 5.74 m<sup>2</sup>/人) ÷ 7.51 m<sup>2</sup>/人

#### ④ 目標値の検証

削減目標の妥当性について、将来人口の減少割合で検証しました。

本町の総人口は、「芦屋町人口ビジョン(平成 28 年 3 月策定)」において平成 27 年(2015 年)の 14,556 人から令和 39 年(2045 年)の 11,224 人まで、約 30 年間で 23%減少すると推計しています。

延床面積を指標とした削減目標の 25%は、人口減少率と同程度となっており、将来人口に見合った目標数値と考えます。

※「芦屋町人口ビジョン(令和 2 年度改訂版)」においては、令和 39 年(2045 年)の人口は 8,773 人と推計されています。

#### ⑤ インフラ系公共施設について

インフラ系公共施設については支出の削減に努めますが、生活基盤が中心となることから総量縮減に関する目標値は設定しません。

### 3.3 12 の実施方針等

---

#### (1) 点検・診断等の実施方針

- 施設の老朽化状況や過去の修繕履歴等を踏まえて、予防保全の観点から不具合箇所や更新が必要な設備類の早期発見に努めます。
- 施設に応じた最適な管理手法（予防保全・事後保全）を使い分け、効率的かつ効果的な維持管理を図ります。
- 点検診断結果については関係所管部門での情報共有を図り、一元的管理により施設の安全性の確保や適切なサービスの提供に活用します。

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

##### ① （維持管理）

- 計画推進部門においては、統括部門と連携を図り、計画的な維持管理を推進します。
- 全ての施設について、経費の節減や国・近隣地方自治体との広域的連携、官民連携手法の採用可能性を検討し、サービス向上と町の財政負担の軽減に寄与する維持管理の実現を目指します。
- 受益者負担の原則を徹底し、施設の設置目的に応じた使用料の見直しや各種の歳入確保策の実現を推進します。

##### ② （修繕・更新）

- 本町において推進する公共施設等の見直しに係る個別計画との整合を図り、計画的な修繕及び更新を実施します。
- 大規模改修や建替え工事等、多額の費用を要する工事の実施には、事前にPFI<sup>4</sup>等の官民連携手法の採用を検討し、財政負担の軽減を図るように努めます。
- 今後の修繕及び更新に必要な財源確保を目的とした基金の積立と活用を検討します。

#### (3) 安全確保の実施方針

- 点検診断結果を踏まえ、危険性が認められる施設については、使用中止を含めた迅速な安全確保策を講じるように努めます。
- 用途廃止をした施設については、自然災害や人災による事故、不審者対策等を防止する観点等から、施設の速やかな除却を推進します。

#### (4) 耐震化の実施方針

- 国等の耐震基準や耐震化の指針に準拠し、適切な耐震性の確保に努めます。

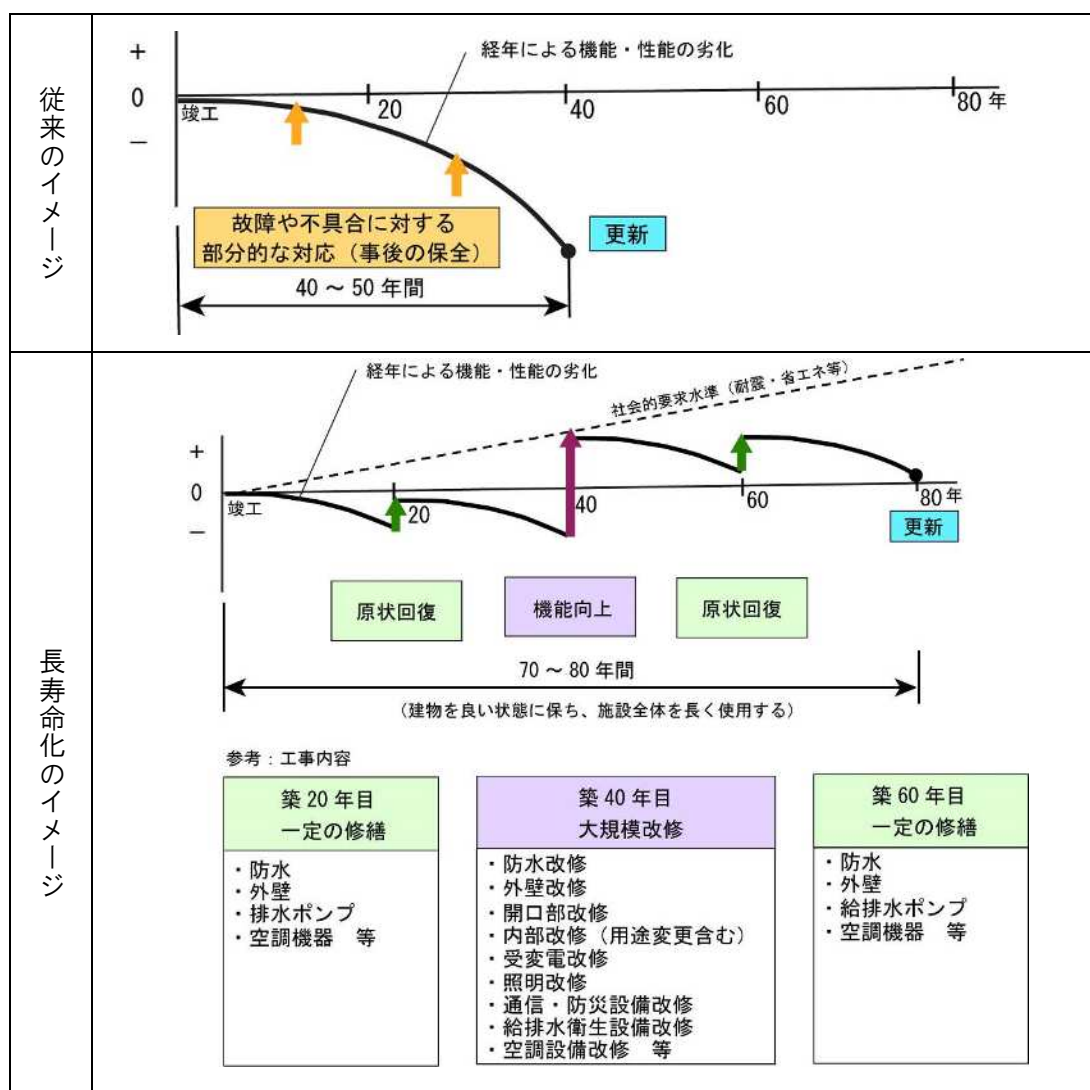
---

<sup>4</sup> PFIとはプライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。



(5) 長寿命化の実施方針

- 長期的に維持していく施設と今後廃止をする施設を精査したうえで、従来の事後保全から予防保全への転換を図ります。
- 策定した長寿命化計画は、基準等の変更や町をとりまく社会経済状況の変化に応じて、適宜見直します。
- 長寿命化計画の対象ではない施設についても、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた工法や部材の採用を図る等、ライフサイクルコスト<sup>5</sup>低減と施設の有効活用を推進します。



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設の改修、更新等を行う際には、社会情勢や住民ニーズを踏まえたうえで、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化に努めます。

<sup>5</sup> 企画・設計段階から建設、維持管理、解体撤去、廃棄にいたる過程（ライフサイクル）で必要となる経費の総額のこと。

(7) 脱炭素化の推進方針

- 公共施設等の改修、更新を行う際には、脱炭素化に向けた省エネ・再エネ・蓄エネ施設の導入等を推進し、環境に配慮し脱炭素化に努めます。

(8) 最適配置の推進方針

- 建築系公共施設を中心として、町民の意見等も踏まえつつ、地域コミュニティの確保と公共施設等の集約を両立させ、最適配置の実現を目指します。
- 本町では、地域の特性、建物の老朽化状況や既存施設の利用状況（必要性）等を勘案しながら、最適配置を推進します。
- 最適配置の検討にあたっては、以下の各方策や他団体の事例等を参考にします。

■最適配置に係る各方策のイメージ図

| 方策の概要  | 各方策のイメージ図   |                            |
|--|---|----------------------------|
|  | 実施前   | 実施後                        |
| <p>①施設を1箇所にまとめる。</p> <p>ポイント：建物を効率的に使って、機能を残しつつ施設の総量を減らす。</p>              | <p>施設 A 100㎡</p> <p>施設 B 100㎡</p> <p>→ 集約化</p>                  | <p>施設 A+B 150㎡</p>         |
| <p>②民間に運営をゆだねる。（譲渡を含む）</p> <p>ポイント：民間のノウハウを使って、機能を残しつつ町の支出を減らす。</p>        | <p>施設 A 町</p> <p>→ 民間活力</p>                                     | <p>施設 A 民間</p>             |
| <p>③施設の廃止を進める。</p> <p>ポイント：ニーズに合わせて施設を廃止して町の支出を減らす。</p>                    | <p>施設 A</p> <p>→ 除却</p>   | <p>廃止</p>                  |
| <p>④建替えの際に規模を縮小する。</p> <p>ポイント：ニーズに合わせて機能を残しつつ町の支出を減らす。</p>                | <p>施設 C 200㎡</p> <p>→ 効率化</p>                                   | <p>施設 C 100㎡</p>           |
| <p>⑤別の用途の施設として利用する。（既存建物を活用）</p> <p>ポイント：新築費用を節約する。</p>                    | <p>施設 A 機能 A</p> <p>→ 用途変更</p>                                  | <p>施設 A 機能 B</p>           |
| <p>⑥公共施設等の再編による拠点整備とともに新たなニーズに応える。</p> <p>ポイント：新たなニーズの掘り起こしと新築費用を節約する。</p> | <p>施設 A 機能 A</p> <p>施設 B 機能 B</p> <p>施設 C 機能 C</p> <p>→ 複合化</p> | <p>施設 D 機能 A 機能 B 機能 C</p> |

(9) 官民連携の取組方針

- 民間への代替性の高い事業、民間連携の必要性や効果が高い施設を主な対象とし、法令等<sup>6</sup>を踏まえて、民間事業者の資金・施設・創意工夫の活用と連携を図ります。
- 官民連携の取組みにあたっては、官民が連携して公共サービスの提供を行う P F I 等の各種手法の活用を検討します。

(10) 広域連携の取組方針

- 近隣自治体との施設の近接度合いや生活圏域の重複等の実態を踏まえ、町域を越えた施設の共同利用の可能性について検討します。
- 道路・橋りょう・下水道等の生活基盤の整備については、近隣自治体のほか国や県との連携を強化します。

(11) 財源確保の取組方針

- 余剰の土地等の売却を推進します。
- 既存の基金への積立てや、必要に応じて基金の創設を検討します。

(12) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 今後は、統括部門と計画推進部門が情報共有を図るとともに、庁内横断的な検討の際には関係部署の取りまとめを行い、効率的かつ適正な維持管理を推進します。
- 本町が直面している公共施設等の老朽化対策を適切に進めるために、建築や土木に関する職員の技術習得と専門資格の取得を推進し、体制の強化を図ります。

3.4 フォローアップの実施方針

- 公共施設等総合管理計画に基づく個別計画及び個別事業の進捗を定期的に庁内で集約して評価を行い、必要に応じて本計画や個別計画等の見直しに反映させます。
- 本町では、30年間の長期の計画期間を設定していますが、関連する諸計画や社会情勢等の変化が生じた際は、計画期間内でも必要に応じて計画の改訂を行います。

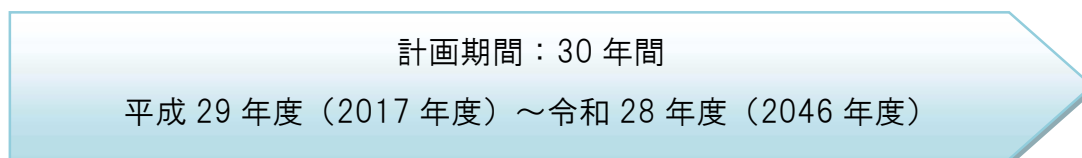


図 2-1 公共施設等総合管理計画の計画期間

<sup>6</sup> 「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律」及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針」

## 第3章 用途大分類別の管理に関する基本的な方針

### 1 建築系公共施設

用途大分類別の管理に関する基本的な方針は、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提として施設内の設備も含めた方針を示しています。

#### 1.1 学校教育系施設

##### (1) 現状と課題

- 芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、芦屋中学校、芦屋町学校給食センターの5施設（延床面積 30,114 m<sup>2</sup>）のうち、築 30 年以上を経過している建物が全体の 92% を占めています。また、耐用年数経過率は、芦屋小学校が 115%、その他の小中学校も 98% を超過しており、全体的に老朽化が進行しています。
- 小中学校の施設については、平成 20 から 22 年度にかけて耐震診断を行い、平成 21 から 23 年度に必要な耐震化工事を実施済みです。
- 学校施設については、トイレ改修、空調施設の整備等、教育環境の整備充実に取り組んできました。今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施するとともに、児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりに努める必要があります。

##### (2) 基本方針

###### ① 総量及び配置の適正化

- 将来的な児童・生徒数や地域人口の減少を見据え、学校施設規模の見直し、地域コミュニティの中核施設としての役割強化等、将来の学校施設のあり方について検討を進めます。
- 利用者の利便性・効率性の観点から学童クラブ等の併設・複合化等の可能性について検討します。
- 平成 27 年度に建替えた学校給食センターは、児童・生徒の心身の健全な発達及び食育の推進を図るため、現状の施設を維持します。

###### ② 維持管理等の適正化

- 児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりのため、「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づき、中長期的な観点から維持更新費用の低減化と施設の有効活用を図ります。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

#### 1.2 社会教育系施設

##### (1) 現状と課題

- 芦屋町中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館の 4 施設（延床面積 8,104 m<sup>2</sup>）すべてが築 30 年以上を経過しています。
- 災害時の避難施設である芦屋町中央公民館と町民会館については、平成 19 から 20 年度

に耐震診断を行い、耐震化の必要性がないことを確認済みです。

- 芦屋町中央公民館については、平成 20 年度から 21 年度にかけて改修工事を実施済みです。
- 町民会館については、平成 20 年度から 21 年度、及び令和 2 年度に改修工事を実施済みです。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

## (2) 基本方針

### ① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、利用実態等から必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方を検討します。

### ② 維持管理等の適正化

- 社会教育系施設については、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

## 1.3 文化系施設

---

### (1) 現状と課題

- 芦屋釜の里、芦屋歴史の里、歴史民俗資料収蔵庫、ひらた船保存棟の 4 施設（延床面積 2,313 m<sup>2</sup>）のうち、築 30 年以上経過している建物は全体の 59%です。
- ひらた船保存棟の耐用年数経過率が 260%、芦屋釜の里が 104%であり、老朽化が進行しています。
- 芦屋町には、国、福岡県及び芦屋町指定の文化財が多くあります。文化系施設は、地域の歴史・文化の発信や継承の中核を担う役割が求められます。
- 芦屋釜の里については、重要文化財<sup>あしやあられじしんなりがま</sup>芦屋霰地真形釜を収蔵展示するため、施設改修工事を実施します。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含め、施設の適正なあり方を検討します。

#### ② 維持管理等の適正化

- 来館者の安全確保、展示物や保管物を適正に管理するため、設備や<sup>くたい</sup>躯体の点検を適切に行います。
- 芦屋釜の里、芦屋歴史の里及び歴史民俗資料収蔵庫については、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。

- ひらた船保存棟についても、設備や躯体等の点検を適切に行い、必要に応じて計画的に改修や修繕等を実施し、施設全体が長期的に利用できるよう努めます。
- 民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

## 1.4 スポーツ・レクリエーション系施設

### (1) 現状と課題

- スポーツ施設 7 施設（延床面積 7,246 m<sup>2</sup>）は弓道場の一部を除き、築 30 年を経過しています。青少年野外訓練場は耐用年数経過率が 129%、武道館は 104%であり、それぞれ老朽化が進行しています。
- 総合体育館・コミュニティセンターについては、平成 30 年度に改修工事を実施済みです。
- レクリエーション・観光施設 1 施設、保養施設 1 施設（延床面積 5,470 m<sup>2</sup>）のうち、芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリントラスあしやは、築 30 年未満です。また、芦屋海浜公園レジャープールの耐用年数経過率は 44%。国民宿舎マリントラスあしやは 43%であり、建物は比較的新しいですが、設備の老朽化が進んでいます。
- 芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリントラスあしやは、指定管理者制度に移行しています。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取り組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 将来人口の減少や少子高齢化、スポーツ振興による利用需要やレジャー人口の変化を見据え、老朽化等により建替えを検討する際は、移設や集約化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。

#### ② 維持管理等の適正化

- サービスの維持向上と利用者の安全確保を図る観点から、躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 武道館、小体育館、総合体育館・コミュニティセンター、弓道場及び総合運動公園テニスコートハウスについては、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。
- 芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリントラスあしやについては、「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」や「国民宿舎マリントラスあしや長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- その他スポーツ・レクリエーション系施設についても、引き続き計画的に改修や修繕等を実施するとともに、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行います。
- 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。
- 個別施設計画及び長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直

しを行います。

## 1.5 子育て支援施設

---

### (1) 現状と課題

- 山鹿小学校区学童クラブ、山鹿保育所、芦屋町子育て支援センターたんぽぽの 3 施設（延床面積 1,646 ㎡）のうち、築 30 年以上を経過している建物が全体の 87%を占め、耐用年数経過率は 64～89%となっています。
- 芦屋町子育て支援センターたんぽぽ及び山鹿保育所は、指定管理者制度に移行していません。
- 緑ヶ丘保育所については、平成 31 年度に施設を譲渡し、民営化が完了しています。
- 子育て支援施設については、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を推進していく必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 保育所については、現在の施設の長期利用を前提とした改修や修繕等を計画的に実施するとともに、民間移譲等についても検討します。
- 老朽化等により建替えを検討する際は、利用者の利便性・効率性の観点からその他の施設との併設、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方を検討します。

#### ② 維持管理等の適正化

- 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を図ります。
- 子育て支援センターたんぽぽについては、「芦屋町子育て支援センター個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- その他子育て支援施設についても、幼児・園児・児童の安全確保と快適な施設環境の整備を図る観点から、<sup>くたい</sup>躯体や設備等について点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

## 1.6 保健・福祉施設

---

### (1) 現状と課題

- 老人憩の家山鹿荘・寿楽会館・鶴松荘、老人陶芸教室、福祉会館の 5 施設（延床面積 1,747 ㎡）があり、福祉会館の一部を除き、築 30 年を経過しています。また、老人憩の家 3 施設は木造のため、耐用年数経過率は 191～214%であり、設備も含めて老朽化が進行しています。
- 施設の老朽化のため、多額の修繕費用が発生しています。

## (2) 基本方針

### ① 総量及び配置の適正化

- 老朽化の進む老人憩の家は、将来の人口減少や少子高齢化に伴う利用需要の変化を見据え、施設の集約化や複合化等も含め、施設の適正なあり方について検討します。

### ② 維持管理等の適正化

- 保健・福祉施設については、安全で快適な施設環境の整備を進め、利用者の安全確保を図る観点から、<sup>くたい</sup>躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 老人憩の家については、利用者ニーズ等を把握し、サービス内容や質の充実等を図ります。
- 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。

## 1.7 町営住宅

---

### (1) 現状と課題

- 町営住宅及び集会所 16 施設（延床面積 44,643 m<sup>2</sup>）のうち、築 30 年を経過している建物は全体の 77%を占めています。特に幸町団地、高浜団地、鶴松団地、鶴松中層団地は、老朽化が進行しています。
- 後水団地については、平成 30 年度に建替え工事を実施するとともに、鶴松中層団地については、令和 2 年度から 3 年度に改修工事を実施済みです。
- 町営住宅の管理戸数の削減とともに、既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取り組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の建替えや用途廃止を実施し、今後の人口減少、少子高齢化、世帯動向等を踏まえた施設の適正化を図ります。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

#### ② 維持管理等の適正化

- 町営住宅については、「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 居住者及び地域住民に対する安全確保と環境整備を図る観点から、管理データベースを整備し、日常的維持管理や計画的な修繕時期の確認に利用します。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

## 1.8 行政系施設

---

### (1) 現状と課題

- 芦屋町役場、庁舎附属施設、第 1 分団車庫、第 2 分団車庫、第 3 分団車庫の 6 施設（延床面積 8,772 m<sup>2</sup>）のうち、芦屋町役場、庁舎附属施設、第 1 分団車庫、が築 30 年を経



過しています。また、耐用年数経過率は芦屋町役場が90%となっています。

- 災害時の拠点機能を担う芦屋町役場については、平成19年度に耐震診断を行い、平成20年度に必要な耐震化工事を実施し、令和元年度に外壁補修工事を実施済みです。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

## (2) 基本方針

### ① 総量及び配置の適正化

- 芦屋町役場については、施設を更新する際に、住民サービス機能・災害時の拠点施設機能を確保したうえで、減築や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。
- 災害時における拠点機能の維持を図ります。

### ② 維持管理等の適正化

- 芦屋町役場は行政機能の中核であり、災害時の拠点施設であることから、安全かつ長期的な利用を見据え、<sup>くたい</sup>躯体や設備の点検を行い、「芦屋町役場（庁舎）個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 芦屋町役場においては、維持管理費用の低減化に努めるとともに、社会情勢により変化する業務内容に対応するため既存施設の有効利用を図ります。
- その他行政系施設についても機能維持・強化する観点から、<sup>くたい</sup>躯体や設備の点検を行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

## 1.9 給排水施設

---

### (1) 現状と課題

- 正津ヶ浜ポンプ場、丸の内ポンプ場、高浜雨水ポンプ場、粟屋雨水ポンプ場の4施設（延床面積109㎡）があり、粟屋雨水ポンプ場を除き築30年を経過しています。また、正津ヶ浜ポンプ場の耐用年数経過率は、112%となっています。
- 住民生活に必要な不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。
- 施設に不具合が生じてから保全を行う「事後保全型」から、計画的に施設の点検や改修等を行い不具合を未然に防止する「予防保全型」の管理へ転換を図る必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況、周辺環境への影響等を踏まえ、集約化や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。

#### ② 維持管理等の適正化

- 長期的な利用を図り、安全を確保する観点から、<sup>くたい</sup>躯体や設備等の点検を適正に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。

## 1.10 公衆衛生施設

---

### (1) 現状と課題

- 公衆衛生施設 18 施設（延床面積 340 ㎡）のうち、21%が築 30 年を経過しています。耐用年数経過率については、18 施設のうち 8 施設で 200%、3 施設で 100%を超えており、木造施設の老朽化がかなり進行しています。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 公衆衛生施設については、公衆衛生の維持及び公園利用者や来町者の利便性等を考慮しながら、施設の適正なあり方を検討します。

#### ② 維持管理等の適正化

- 快適かつ安全で清潔な公衆衛生施設を提供できるよう、<sup>くたい</sup>躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。

## 1.11 その他施設

---

### (1) 現状と課題

- その他施設には、船頭町商業施設（スーパーはまゆう）、作業員詰所、戦没者慰霊塔の 3 施設（延床面積 1,604 ㎡）があります。耐用年数経過率は船頭町商業施設、戦没者慰霊塔はそれぞれ 31%、112%となっており、戦没者慰霊塔は老朽化が進行しています。
- 作業員詰所については、令和 3 年度に建替え工事を実施済みです。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況、周辺環境への影響等を踏まえ、施設の適正なあり方について検討します。

#### ② 維持管理等の適正化

- 船頭町商業施設（スーパーはまゆう）については、「個別施設計画（船頭町商業施設）」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- その他の施設についても、長期的な利用を図り、安全を確保する観点から、<sup>くたい</sup>躯体や設備等の点検を適正に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

## 1.12 下水道施設

---

### (1) 現状と課題

- 芦屋町の下水道事業は、平成 12 年度に町全域の整備が概ね完了しています。

- 芦屋町浄化センター、中ノ浜ポンプ場、汐入ポンプ場等 8 施設（延床面積 6,226 m<sup>2</sup>）があり、汐入ポンプ場を除く 7 施設は築 30 年以上経過しています。
- 施設の耐用年数経過率は、77～109%となっています。
- 住民生活に必要不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。

## (2) 基本方針

### ① 総量及び配置の適正化

- 快適な生活環境を守るとともに効率的な汚水処理を実施し、公共用水域の水質を保全するため、現状の施設を維持します。

### ② 維持管理等の適正化

- 下水道施設については「芦屋町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- スtockマネジメント計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

## 1.13 競走場施設

---

### (1) 現状と課題

- 競走場施設（延床面積 47,711 m<sup>2</sup>）は、ほとんどの建物が築 30 年未満であり、比較的新しい施設です。
- 芦屋町の建築系公共施設全体の約 3 割の延床面積を有しています。
- 耐用年数経過率は、32%となっています。
- あしや夢リアホール及びプラザについては、令和 2 年度から 3 年度にかけて改修工事を実施済みです。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取り組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況等を踏まえ、減築や施設の有効利用、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。

#### ② 維持管理等の適正化

- 競走場施設については、「芦屋町モーターボート競走場モーターボート競走施設等長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

## 2 インフラ系公共施設

---

### 2.1 道路・橋りょう

---

#### (1) 現状と課題

- 芦屋町は、北九州市に隣接した地域特性から、都市圏内の交通利便性を向上させるための整備にいち早く着手し、道路の総延長は82,915m(町道78,235m、農道3,846m、自転車歩行者道834m)(令和元年度末現在)となっています。
- 橋りょうは25橋(令和元年度末現在)ありますが、そのうち約7割の17橋が高度成長期(昭和30~55年)に建設が集中しています。
- 住民生活に必要な不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。

#### (2) 基本方針

##### ① 総量及び配置の適正化

- 都市圏内の交通利便性を確保するため、基本的に現状を維持します。
- 道路利用者にとって、わかりやすい道路網<sup>もろ</sup>とするため、町道と国・県道の振り替え事業を進めます。

##### ② 維持管理等の適正化

- 道路(舗装、道路照明灯等の附属物)については、定期点検要領等に基づき、点検を定期的実施するとともに、点検結果や「個別施設計画(舗装)」に基づき計画的に改修や修繕等を実施します。
- 橋りょうについては、「個別施設計画(橋梁)」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

### 2.2 下水道(管きよ)

---

#### (1) 現状と課題

- 芦屋町の下水道事業は、平成12年度に町全域の整備が概ね完了しており、污水管と雨水管を合わせた総延長は97,509m(令和元年度末現在)となっています。
- 住民生活に必要な不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。

#### (2) 基本方針

##### ① 総量及び配置の適正化

- 快適な生活環境を守るとともに効率的な污水处理を実施し、公共用水域の水質を保全するため、現状を維持します。

##### ② 維持管理等の適正化

- 下水道(管きよ)については、「芦屋町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。

ストックマネジメント計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行

います。

## 2.3 漁港

### (1) 現状と課題

- 芦屋町が管理する漁港は 1 港あり、外郭施設（防波堤・護岸等）の延長は 2,143m、係留施設の延長は 842mとなっています。これらの多くを昭和 48 年から整備してきており、概ね施設は整っています。（令和 3 年 10 月現在）
- 漁港施設の老朽化が進行していたため、平成 29 年度から水産物供給基盤機能保全事業を活用し、外郭施設と係留施設の改修工事を実施しています。
- 荒波や塩害による漁港施設の劣化が予想されることから、今後も引き続き修繕や更新等に取組んでいく必要があります。
- 施設に不具合が生じてから保全を行う「事後保全型」から、計画的に施設の点検や改修等を行い不具合を未然に防止する「予防保全型」の管理へ転換を図る必要があります。

### (2) 基本方針

#### ① 総量及び配置の適正化

- 水産物の供給基盤として、基本的に現状を維持します。

#### ② 維持管理等の適正化

- 柏原漁港については、「柏原漁港機能保全計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 機能保全計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。



## 巻末資料

### 1 公共施設マネジメントに関する取組み状況

#### 1.1 過去に行った対策の実績

##### 【計画の策定】

| 年度       | 計画  |
|----------|---|
| 平成 24 年度 | ・ 芦屋町橋梁長寿命化計画<br>〔平成 29 年度から「個別施設計画（橋梁）」に名称を変更〕                               |
| 平成 26 年度 | ・ 芦屋町下水道長寿命化計画（芦屋町浄化センター、西浜町・祇園町汚水中継ポンプ場）<br>〔計画期間終了後、ストックマネジメント計画へ移行〕        |
|          | ・ 芦屋町下水道長寿命化計画（芦屋処理区：第 1 期）<br>〔計画期間終了後、ストックマネジメント計画へ移行〕                      |
| 平成 27 年度 | ・ 柏原漁港機能保全計画〔平成 31 年 3 月改訂〕   |
|          | ・ 芦屋町下水道長寿命化計画（汐入・中ノ浜・月軒・下ノ辻・西浜町・粟屋・祇園町汚水中継ポンプ場）<br>〔計画期間終了後、ストックマネジメント計画へ移行〕 |
| 平成 28 年度 | ・ 芦屋町下水道ストックマネジメント計画〔令和 3 年 2 月改訂〕  |
|          | ・ 芦屋町町営住宅長寿命化計画（後期）   |
| 平成 29 年度 | ・ 個別施設計画（橋梁）  |
|          | ・ 芦屋町モーターボート競走場モーターボート競走施設等長寿命化計画   |
| 令和元年度    | ・ 個別施設計画（舗装）  |
|          | ・ 芦屋町役場（庁舎）個別施設計画   |
|          | ・ 国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画   |
|          | ・ 芦屋町海岸保全施設長寿命化計画   |
|          | ・ 芦屋町学校施設等長寿命化計画  |
| 令和 2 年度  | ・ 芦屋町生涯学習施設個別施設計画   |
|          | ・ 個別施設計画（船頭町商業施設）   |
|          | ・ 芦屋町子育て支援センター個別施設計画  |
|          | ・ 芦屋海浜公園施設長寿命化計画  |

##### 【取組み事例】（平成 28 年度以降）

|      | 内容                                     |
|------|--|
| 統廃合  | ・ 鶴松団地及び後水住宅を新後水団地へ統廃合〔平成 30 年度〕       |
| 民間運営 | ・ 緑ヶ丘保育所を民間へ譲渡〔令和元年度〕                  |
| 廃止   | ・ 鶴松団地〔平成 28 年度～〕<br>・ 高浜団地〔平成 24 年度～〕 |

## 2 公共施設等における更新費用の推計

### 2.1 単純更新費用の推計の概要

#### (1) 建築系公共施設

##### ① 基本的な考え方

公共施設等の用途大分類別に、建替え費用については、更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積に建替え単価を乗じた額と、延床面積に解体単価を乗じた額を足すことによって30年度分の更新費用を試算しました。

##### ② 数量等の考え方

建築系公共施設については、固定資産台帳等より過去の年度ごとの延床面積、建築年度、耐用年数を用いました。

##### ③ 耐用年数・更新の考え方

###### ア) 建替え

建築系公共施設については、固定資産台帳等より過去の年度ごとの延床面積、建築年度、耐用年数を用いました。

また、試算時点で建替え実施年数を既に経過し、建替えされていない施設に対して、積み残しを処理する年数を設定しました。これは、更新費用を単年度に計上した場合の費用の集中を分散させるためです。

なお、積み残し処理は、10年としました。

###### イ) 大規模改修

大規模改修は、耐用年数の1/2経過後としました。

また、試算時点で大規模改修実施年数を既に経過し、大規模改修されていない施設に対して、積み残しを処理する年数を設定しました。これは、更新費用を単年度に計上した場合の費用の集中を分散させるためです。

なお、積み残し処理は、建替えと同様に10年としました。

#### 更新費用

| 項目    | 建替え等の費用                    | 解体費用                        |
|-------|----------------------------|-----------------------------|
| 建替え   | 延床面積×建替え単価 <sup>注1</sup>   | 延床面積<br>×解体単価 <sup>注2</sup> |
| 大規模改修 | 延床面積×大規模改修単価 <sup>注1</sup> |                             |

注1：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）が示す用途大分類別の単価。

注2：「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成25年12月 総務省）の単価。

## 更新単価

| 分 類              | 建替え                  | 大規模改修                |
|------------------|----------------------|----------------------|
| 文化系、社会教育系、行政系等施設 | 40 万円/m <sup>2</sup> | 25 万円/m <sup>2</sup> |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 36 万円/m <sup>2</sup> | 20 万円/m <sup>2</sup> |
| 学校教育系、子育て支援施設等   | 33 万円/m <sup>2</sup> | 17 万円/m <sup>2</sup> |
| 公営住宅             | 28 万円/m <sup>2</sup> | 17 万円/m <sup>2</sup> |

注：公共施設更新費用試算ソフト（平成 28 年 1 月 総務省）の単価。

## 解体単価

| 分 類  | 単価                      |
|------|-------------------------|
| 解体単価 | 28,000 円/m <sup>2</sup> |

注：「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成 25 年 12 月 総務省）の単価。

## 更新時期

| 項 目   | 時 期                      |
|-------|--------------------------|
| 建替え   | 固定資産台帳に示された耐用年数経過時       |
| 大規模改修 | 固定資産台帳に示された耐用年数の 1/2 経過時 |

## 建替え・大規模改修を実施していない建物の処理

| 項 目   | 時 期           |
|-------|---------------|
| 建替え   | 直近 10 年間に均等配分 |
| 大規模改修 | 直近 10 年間に均等配分 |

## (2) インフラ系公共施設

### ① 道路

#### ア) 基本的な考え方

道路については、整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより、30 年度分の更新費用を試算しました。

#### イ) 数量の考え方

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、現在の道路の総面積を、更新(打換え)の耐用年数で割ったものを、1 年間の舗装部分の更新量と仮定しました。

#### ウ) 耐用年数・更新の考え方

総面積に対する更新年数、分類別面積に対する更新年数を設定し試算しました。

なお、更新年数は 15 年としました。

#### <初期設定値の根拠>

道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は 60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられます。そのため、舗装の耐用年数の 10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ更新年数を 15年としました。したがって、全整備面積を15年で割った面積を毎年度更新してい



くと仮定しました。

## Ⅰ) 更新単価の考え方

総面積に対する更新単価、分類別面積に対するそれぞれの更新単価を設定し試算しました。

### ＜初期設定値の根拠＞

道路（町道・農道）の更新単価については、「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）で示されている平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割ったものを単価として設定しました。

自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の㎡単価（土木工事費積算基準単価）の比率を乗じたものを単価として設定しました。

### 更新費用

| 項目          | 更新単価      | 更新頻度 |
|-------------|-----------|------|
| 道路（町道・農道）   | 4,700 円/㎡ | 15 年 |
| 道路（自転車歩行者道） | 2,700 円/㎡ | 15 年 |

注：公共施設更新費用試算ソフト（平成 28 年 1 月 総務省）の単価。

## ② 橋りょう

### ア) 基本的な考え方

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、30 年度分の更新費用を試算しました。

算定方法は、更新年数経過後に現在と同じ延面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算しました。

### イ) 数量の考え方

橋りょうについては、道路と同様に現在の橋りょうの総面積を把握し、構造別の橋りょうの年度ごとの面積により算定しました。

### ウ) 耐用年数・更新の考え方

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されていない橋りょうが残されている場合に、積み残しを処理する年数を設定しました。他と同様に費用負担を分散させるため、積み残し期間を 10 年としました。

なお、更新年数は 60 年としました。

### ＜初期設定値の根拠＞

橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の60年を経過した年度に更新すると仮定しました。

現在、PC（プレストレスト・コンクリート）橋であるものはPC橋で更新しますが、RC（鉄筋コンクリート）橋の場合、一般的にPC橋として更新されます。

そのため、平成26年度末現在において本町の橋りょうは、RC橋とPC橋のみであることから、すべてPC橋として更新することとしました。

## 1) 更新単価の考え方

総面積に対する更新単価を設定し試算しました。

＜初期設定値の根拠＞

橋りょうの更新単価については、425千円/㎡としました。

### 更新費用

| 項目          | 更新単価        | 更新頻度 |
|-------------|-------------|------|
| 橋りょう (PC 橋) | 425,000 円/㎡ | 60 年 |

注：公共施設更新費用試算ソフト（平成 28 年 1 月 総務省）の単価。

## ③ 下水道（管きよ）

### ア) 基本的な考え方

下水道については、延長に更新単価を乗じることにより、30 年度分の更新費用を試算しました。

算定方法は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算しました。

なお、下水道施設の建物については、建築系公共施設として試算しました。

### イ) 数量の考え方

下水道の管きよは、管径別の年度ごとの延長を把握することにより算定しました。

### ウ) 耐用年数・更新の考え方

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されているものに対して、積み残しを処理する年数を設定しました。他と同様に費用負担を分散させるため、10 年としました。

なお、更新年数は 50 年としました。

＜初期設定値の根拠＞

下水道の管きよは、整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経過した年度に更新すると仮定しました。

## 1) 更新単価の考え方

管径別に単価を設定しました。

＜初期設定値の根拠＞

下水道の管きよは、更生工法（地面を掘り起こさずに下水道の管きよを直す工法）を前提として、管種による単価に大きな差がないことから管径を 5 段階に分けて更新単価を設定しました。

### 更新費用

| 項目               | 更新単価        | 更新頻度 |
|------------------|-------------|------|
| 管径～250mm         | 61,000/m    | 50 年 |
| 管径 251～500mm     | 116,000/m   |      |
| 管径 501～1,000mm   | 295,000/m   |      |
| 管径 1,001～2,000mm | 749,000/m   |      |
| 管径 2,001～3,000mm | 1,680,000/m |      |

注：公共施設更新費用試算ソフト（平成 28 年 1 月 総務省）の単価。

## 2.2 長寿命化費用の推計の概要

### (1) 基本的な考え方

単純更新費用に令和2年度（2020年度）末までに策定している個別施設計画（長寿命化計画）を反映し推計しました。

ただし、令和28年（2046年）まで推計値を算出していない計画や計画範囲が施設の一部に限定されている計画は反映していません。

#### ① 反映した個別施設計画（長寿命化計画）

| 計画名                 | 該当する施設  |
|---------------------|---|
| 芦屋町学校施設等長寿命化計画      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芦屋小学校</li> <li>・ 芦屋中学校</li> <li>・ 芦屋東小学校</li> <li>・ 山鹿小学校</li> <li>・ 芦屋町学校給食センター</li> </ul>  |
| 芦屋町生涯学習施設個別施設計画     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芦屋釜の里</li> <li>・ 芦屋歴史の里</li> <li>・ 歴史民俗資料収蔵庫</li> <li>・ 武道館</li> <li>・ 小体育館</li> <li>・ 弓道場</li> <li>・ 総合運動公園テニスコートハウス</li> <li>・ 総合体育館及びコミュニティセンター</li> <li>・ 芦屋町中央公民館</li> <li>・ 芦屋東公民館</li> <li>・ 山鹿公民館</li> <li>・ 町民会館</li> </ul> |
| 国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画 | ・ 国民宿舎マリンテラスあしや   |
| 芦屋町子育て支援センター個別施設計画  | ・ 芦屋町子育て支援センターたんぽぽ  |
| 芦屋町役場（庁舎）個別施設計画     | ・ 芦屋町役場   |
| 個別施設計画（船頭町商業施設）     | ・ 船頭町商業施設（スーパーはまゆう）   |
| 個別施設計画（橋梁）          | ・ 25 橋  |

#### ② 反映しない個別施設計画（長寿命化計画）

| 計画名                             | 反映しない理由                                       |
|---------------------------------|---|
| 芦屋町町営住宅長寿命化計画                   | 令和28年まで更新費用等が推計されていない                         |
| 芦屋海浜公園施設長寿命化計画                  | 〃   |
| 芦屋町下水道ストックマネジメント計画              | 〃   |
| 個別施設計画（舗装）                      | 対象施設が一部施設に限定されている                             |
| 柏原漁港機能保全計画及び<br>芦屋町海岸保全施設長寿命化計画 | 公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）に示された更新単価がなく、推計できない |

### 3 公共施設等の更新費用の推計結果

#### 3.1 公共施設等の推計結果

##### (1) 建築系公共施設（公営企業会計施設を除く）

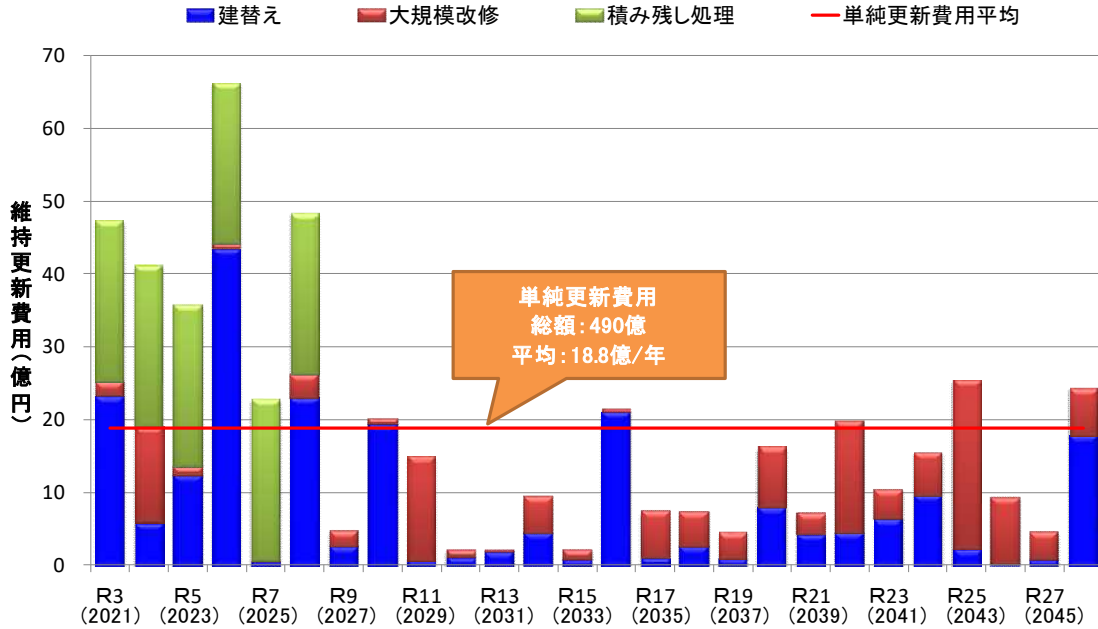


図 4-1 建築系公共施設の単純更新費用 ※公営企業会計施設を除く

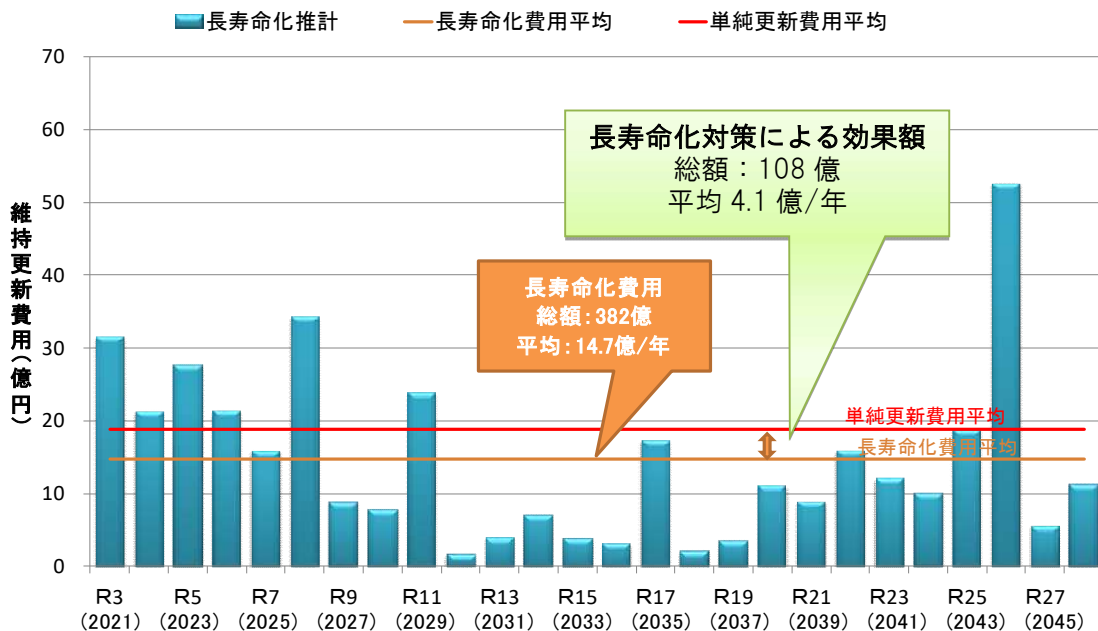


図 4-2 建築系公共施設の長寿命費用 ※公営企業会計施設を除く

(2) 建築系公営企業会計施設

① 下水道施設

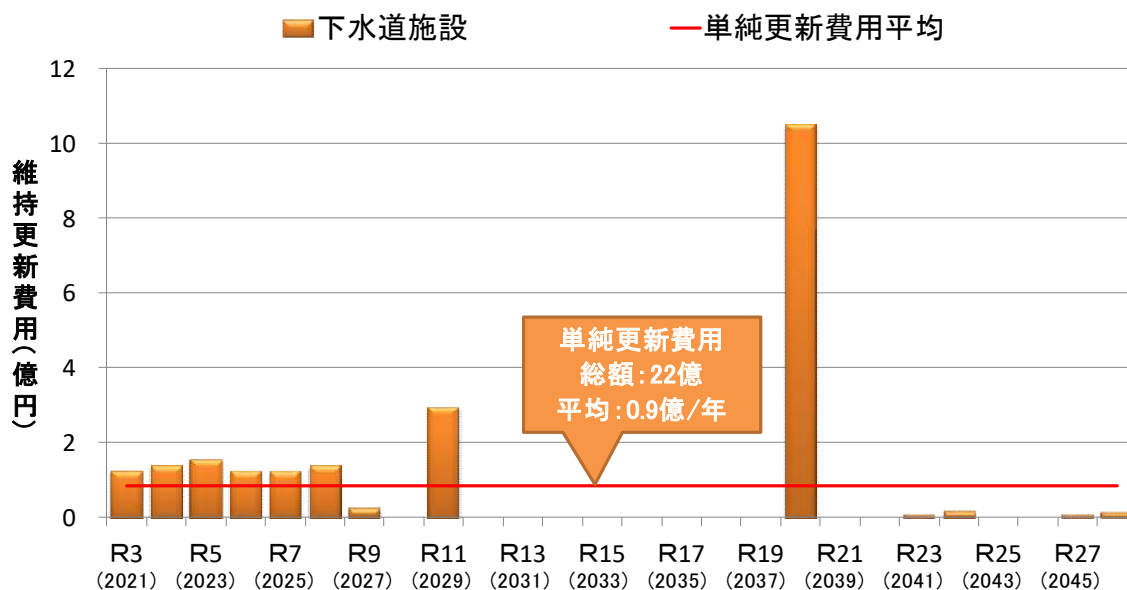


図 4-3 公営企業会計施設(下水道施設)の単純更新費用

② 競走場施設

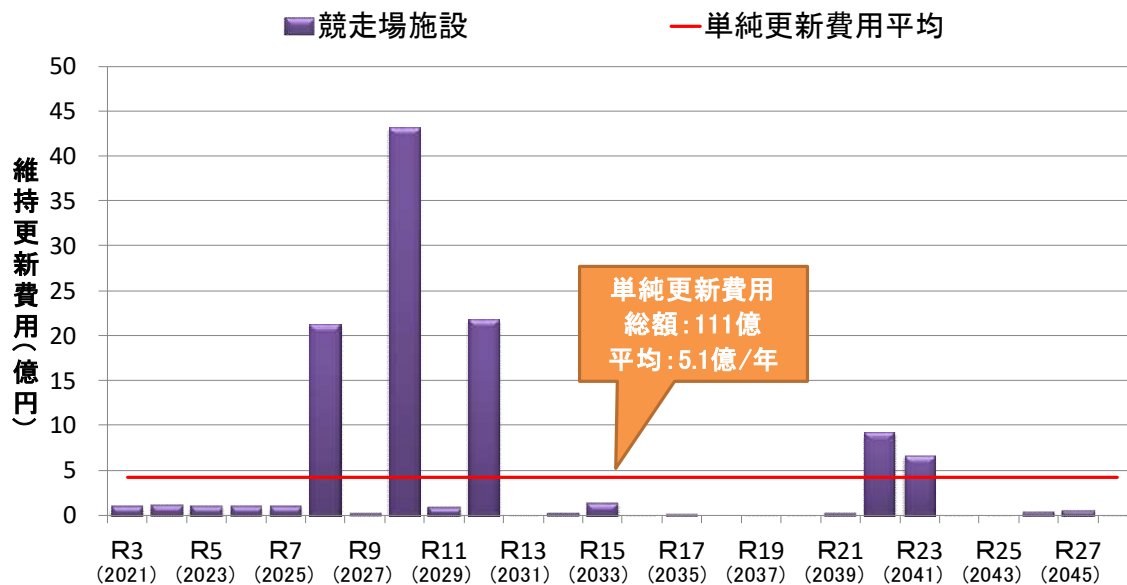


図 4-4 公営企業会計施設(競走場施設)の単純更新費用

※建築系公営企業会計施設の長寿命化費用については、個別施設計画（長寿命化計画）の計画範囲が施設の一部に限定されているなど、長寿命化費用を算出する要件を満たしていないため、算出していません。

(3) インフラ系公共施設

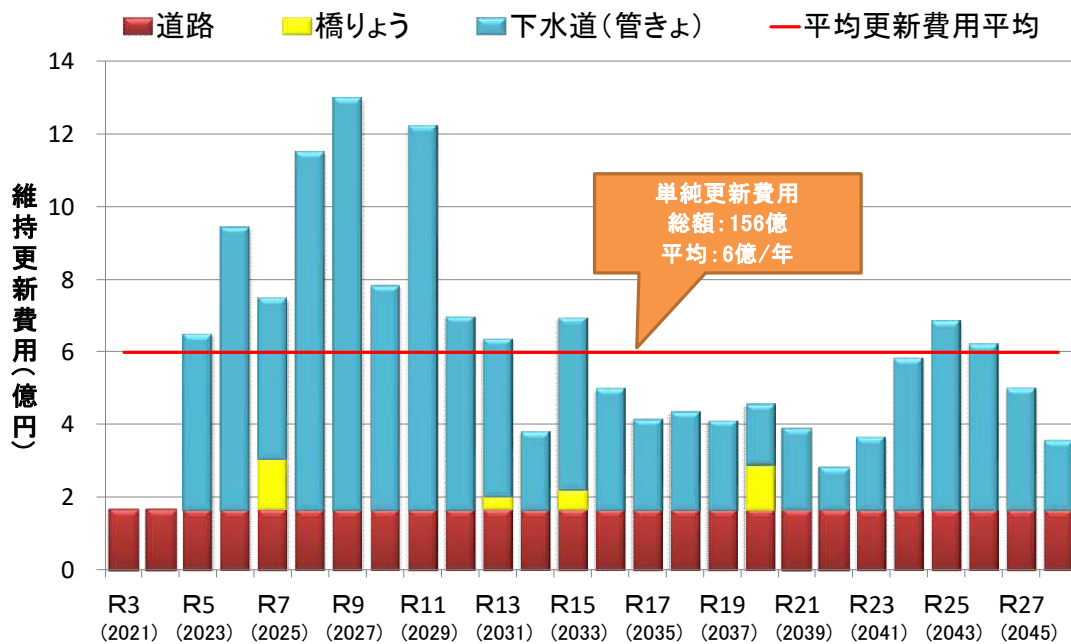
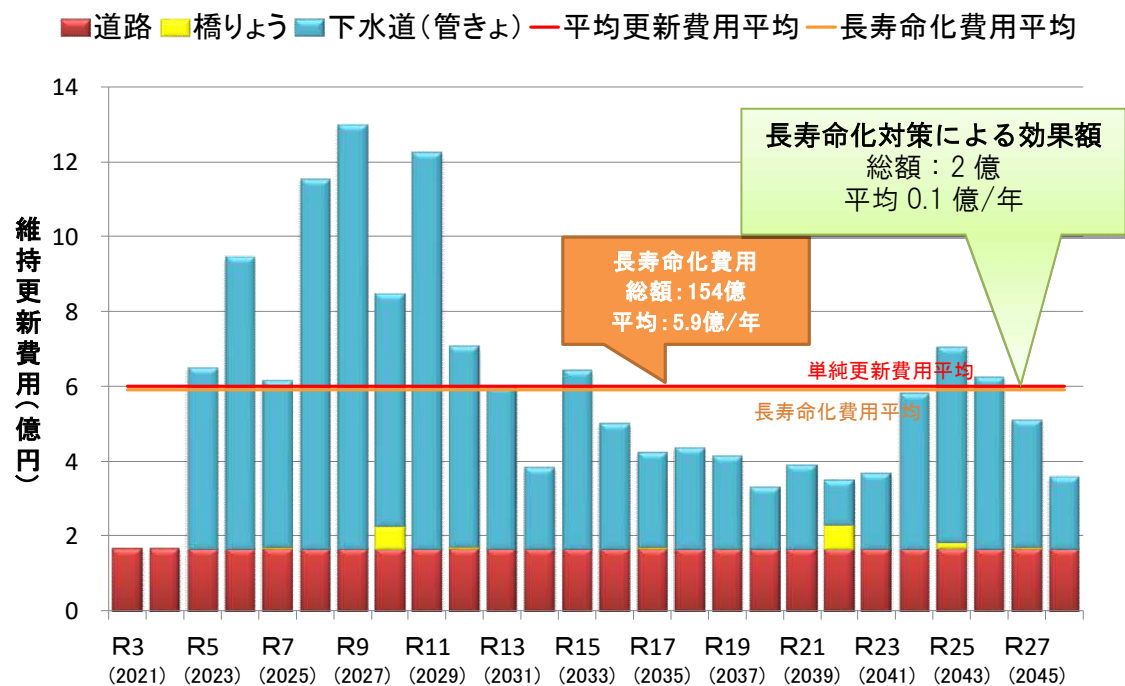


図 4-5 インフラ系公共施設の単純更新費用



※道路、下水道（管きよ）の長寿命化費用については、個別施設計画（長寿命化計画）の計画範囲が施設の一部に限定されているなど、長寿命化費用を算出する要件を満たしていません。そのため、単純更新費用の金額を使用しています。

図 4-6 インフラ系公共施設の長寿命化費用

## 4 芦屋町公共施設等総合管理計画策定・見直し経緯

### 4.1 検討委員・審議会委員

芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会委員（任期：平成28年8月1日～平成29年3月31日）

|     | 氏名    | 選出団体                  |
|-----|-------|-----------------------|
| 会長  | 宮下 量久 | 北九州市立大学（准教授）          |
| 副会長 | 藤崎 英毅 | 芦屋町都市計画審議会            |
| 委員  | 今田 勝正 | 芦屋町議会 総務財政常任委員会       |
| 委員  | 妹川 征男 | 芦屋町議会 民生文教常任委員会       |
| 委員  | 伊藤亜希子 | 芦屋町教育委員会              |
| 委員  | 浅井 陽子 | 芦屋町行政改革推進委員会          |
| 委員  | 柳 礼子  | 芦屋町社会教育委員会（兼公民館運営審議会） |
| 委員  | 信国 浩  | 芦屋町スポーツ推進委員会          |
| 委員  | 片山 和夫 | 芦屋町区長会                |
| 委員  | 松尾三重子 | 芦屋町婦人会                |
| 委員  | 鈴木 清吾 | 芦屋町社会福祉協議会            |
| 委員  | 徳永 鼎二 | 芦屋町老人クラブ連合会           |
| 委員  | 小西 義郎 | 子育て支援施設利用者（学童クラブ利用）   |

芦屋町公共施設等総合管理計画審議会委員（任期：令和3年12月20日～令和4年3月31日）

|     | 氏名    | 選出団体            |
|-----|-------|-----------------|
| 会長  | 横山麻季子 | 北九州市立大学（准教授）    |
| 副会長 | 森山真奈美 | 芦屋町教育委員会        |
| 委員  | 長島 毅  | 芦屋町議会 総務財政常任委員会 |
| 委員  | 中西 智昭 | 芦屋町議会 民生文教常任委員会 |
| 委員  | 藤崎 英毅 | 芦屋町都市計画審議会      |
| 委員  | 片山 和夫 | 芦屋町区長会          |

## 4.2 検討経過

| 開催日時              | 議 題  |
|-------------------|--|
| 平成 28 年 8 月 1 日   | (1)芦屋町公共施設等総合管理計画の策定概要について<br>(2)住民アンケート案について  |
| 平成 28 年 10 月 27 日 | (1)住民アンケート結果の報告について<br>(2)芦屋町公共施設等白書（素案）について   |
| 平成 28 年 11 月 28 日 | (1)芦屋町公共施設等白書（素案）について<br>(2)芦屋町公共施設等総合管理計画（素案）について   |
| 平成 28 年 12 月 14 日 | (1)芦屋町公共施設等総合管理計画（素案）について  |
| 平成 29 年 3 月 13 日  | (1)芦屋町公共施設等総合管理計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果の報告について<br>(2)計画素案作成経過（第 4 回委員会以降）及び成案化までのスケジュールについて<br>(3)芦屋町公共施設等総合管理計画（案）のとりまとめについて |
| 令和 3 年 12 月 20 日  | (1)芦屋町公共施設等総合管理計画の改訂について   |



## 5 建築系公共施設一覧（令和元年度末現在）

| No. | 中分類               | 施設名                   | 延床面積<br>(㎡) | 主な構造     | 建築年度                     | 運営形態         | 耐用年数  | 耐用年数<br>経過率<br>(%) |
|-----|-------------------|-----------------------|-------------|----------|--------------------------|--------------|-------|--------------------|
| 1   | 学校施設              | 芦屋小学校                 | 7,615       | 鉄筋コンクリート | 1965(S40) ~<br>1979(S54) | 直営           | 15~47 | 115%               |
| 2   | 学校施設              | 芦屋東小学校                | 6,469       | 鉄筋コンクリート | 1973(S48) ~<br>1974(S49) | 直営           | 15~47 | 98%                |
| 3   | 学校施設              | 山鹿小学校                 | 5,318       | 鉄筋コンクリート | 1970(S45) ~<br>2007(H19) | 直営           | 15~47 | 104%               |
| 4   | 学校施設              | 芦屋中学校                 | 9,311       | 鉄筋コンクリート | 1967(S42) ~<br>2000(H12) | 直営           | 31~47 | 109%               |
| 5   | その他<br>教育施設       | 芦屋町学校<br>給食センター       | 1,401       | 鉄骨       | 2015(H27)                | 直営           | 31    | 13%                |
| 6   | 集会施設              | 芦屋町中央公民館              | 4,384       | 鉄筋コンクリート | 1978(S53)                | 直営           | 50    | 82%                |
| 7   | 集会施設              | 芦屋東公民館                | 575         | 鉄筋コンクリート | 1976(S51)                | 直営           | 50    | 86%                |
| 8   | 集会施設              | 山鹿公民館                 | 595         | 鉄筋コンクリート | 1971(S46)                | 直営           | 50    | 96%                |
| 9   | 集会施設              | 町民会館                  | 2,551       | 鉄筋コンクリート | 1965(S40)                | 直営           | 50    | 108%               |
| 10  | 博物館等              | 芦屋釜の里                 | 938         | 木造       | 1994(H6) ~<br>1998(H10)  | 直営           | 15~24 | 104%               |
| 11  | 博物館等              | 芦屋歴史の里                | 1,198       | 鉄筋コンクリート | 1982(S57) ~<br>2003(H15) | 直営           | 50    | 74%                |
| 12  | 博物館等              | 歴史民俗資料収蔵庫             | 90          | 鉄筋コンクリート | 1981(S56)                | 直営           | 50    | 76%                |
| 13  | その他               | ひらた船保存棟               | 87          | 木造       | 1980(S55)                | 直営           | 15    | 260%               |
| 14  | スポーツ施設            | 武道館                   | 730         | 鉄筋コンクリート | 1970(S45)                | 直営           | 47    | 104%               |
| 15  | スポーツ施設            | 小体育館                  | 712         | 鉄筋コンクリート | 1979(S54)                | 直営           | 47    | 85%                |
| 16  | スポーツ施設            | 弓道場                   | 357         | 鉄筋       | 1973(S48) ~<br>2012(H24) | 直営           | 22~34 | 32%                |
| 17  | スポーツ施設            | 青少年野外訓練場              | 91          | 木造       | 1988(S63)                | 直営           | 15~24 | 129%               |
| 18  | スポーツ施設            | 総合運動公園<br>テニスコートハウス   | 230         | 鉄筋コンクリート | 1983(S58) ~<br>1984(S59) | 直営           | 38~50 | 72%                |
| 19  | スポーツ施設            | 総合運動公園<br>中央グラウンド     | 132         | 鉄筋コンクリート | 1988(S63)                | 直営           | 38    | 82%                |
| 20  | スポーツ施設            | 総合体育館及び<br>コミュニティセンター | 4,994       | 鉄筋コンクリート | 1987(S62) ~<br>1988(S63) | 直営           | 34~47 | 68%                |
| 21  | レクリエーション・<br>観光施設 | 芦屋海浜公園<br>レジャープール     | 843         | 鉄筋コンクリート | 1997(H9)                 | 運営委託<br>(全部) | 15~50 | 44%                |
| 22  | 保養施設              | 国民宿舎マリントラス<br>あしや     | 4,627       | 鉄筋コンクリート | 1999(H11)                | 運営委託<br>(全部) | 38~47 | 43%                |

| No. | 中分類      | 施設名              | 延床面積 (㎡) | 主な構造       | 建築年度                  | 運営形態     | 耐用年数  | 耐用年数経過率 (%) |
|-----|----------|------------------|----------|------------|-----------------------|----------|-------|-------------|
| 23  | 幼保・学童クラブ | 山鹿小学校区学童クラブ      | 212      | 木造         | 1992(H4) ~ 2005(H17)  | 直営       | 22~31 | 64%         |
| 24  | 幼保・学童クラブ | 山鹿保育所            | 874      | 鉄筋コンクリート   | 1977(S52)             | 運営委託(全部) | 47    | 89%         |
| 25  | 幼児・児童施設  | 芦屋町子育て支援センターたんぼぼ | 560      | 鉄筋コンクリート   | 1989(H元)              | 運営委託(全部) | 47    | 64%         |
| 26  | 高齢福祉施設   | 老人憩の家山鹿荘         | 335      | 木造         | 1972(S47)             | 運営委託(全部) | 22    | 214%        |
| 27  | 高齢福祉施設   | 老人憩の家寿楽会館        | 414      | 木造         | 1977(S52)             | 運営委託(全部) | 22~38 | 191%        |
| 28  | 高齢福祉施設   | 老人憩の家鶴松荘         | 430      | 木造         | 1973(S48)             | 運営委託(全部) | 22~34 | 209%        |
| 29  | 高齢福祉施設   | 老人陶芸教室           | 166      | 鉄骨         | 1981(S56) ~ 1983(S58) | 直営       | 34    | 106%        |
| 30  | 社会福祉関連施設 | 福祉会館             | 401      | 鉄筋コンクリート   | 1984(S59) ~ 2001(H13) | 直営       | 24~50 | 70%         |
| 31  | 町営住宅     | 鶴松中層団地           | 2,292    | 鉄筋コンクリート   | 1962(S37)             | 直営       | 34~47 | 121%        |
| 32  | 町営住宅     | 丸の内住宅            | 4,667    | 鉄筋コンクリート   | 1979(S54)             | 直営       | 34~47 | 85%         |
| 33  | 町営住宅     | 緑ヶ丘団地            | 16,695   | 鉄筋コンクリート   | 1970(S45) ~ 1976(S51) | 直営       | 34~47 | 96%         |
| 34  | 町営住宅     | 後水団地             | 2,091    | 鉄筋コンクリート   | 2018(H30)             | 直営       | 15~47 | 2%          |
| 35  | 町営住宅     | 幸町団地             | 775      | 鉄筋コンクリート   | 1963(S38)             | 直営       | 34~47 | 165%        |
| 36  | 町営住宅     | 山鹿A団地            | 379      | コンクリートブロック | 1985(S60)             | 直営       | 38    | 89%         |
| 37  | 町営住宅     | 山鹿B団地            | 506      | コンクリートブロック | 1986(S61)             | 直営       | 38    | 87%         |
| 38  | 町営住宅     | 新緑ヶ丘団地           | 8,117    | 鉄筋コンクリート   | 2006(H18)             | 直営       | 38~47 | 28%         |
| 39  | 町営住宅     | 第1高浜団地           | 680      | コンクリートブロック | 1963(S38)             | 直営       | 38    | 147%        |
| 40  | 町営住宅     | 第2高浜団地           | 1,107    | コンクリートブロック | 1964(S39)             | 直営       | 38    | 145%        |
| 41  | 町営住宅     | 第3高浜団地           | 1,534    | コンクリートブロック | 1965(S40)             | 直営       | 38    | 142%        |
| 42  | 町営住宅     | 第4高浜団地           | 466      | コンクリートブロック | 1966(S41)             | 直営       | 38    | 139%        |
| 43  | 町営住宅     | 鶴松団地             | 1,144    | コンクリートブロック | 1962(S37)             | 直営       | 38    | 150%        |
| 44  | 町営住宅     | 望海団地             | 3,980    | 鉄筋コンクリート   | 1973(S48) ~ 2014(H26) | 直営       | 34~47 | 98%         |
| 45  | 町営住宅     | 丸の内住宅集会所         | 60       | 鉄筋コンクリート   | 1979(S54)             | 直営       | 47    | 85%         |

| No. | 中分類   | 施設名           | 延床面積 (㎡) | 主な構造             | 建築年度                  | 運営形態 | 耐用年数  | 耐用年数経過率 (%) |
|-----|-------|---------------|----------|------------------|-----------------------|------|-------|-------------|
| 46  | 町営住宅  | 緑ヶ丘団地集会所      | 150      | 鉄筋コンクリート         | 1972(S47)             | 直営   | 47    | 100%        |
| 47  | 庁舎等   | 芦屋町役場         | 8,207    | 鉄筋コンクリート         | 1974(S49) ~ 2008(H20) | 直営   | 34~50 | 90%         |
| 48  | 庁舎等   | 庁舎附属施設        | 42       | 鉄骨               | 1986(S61)             | 直営   | 38    | 87%         |
| 49  | 消防施設  | 水防倉庫          | 124      | 木造2階建、一部鉄筋コンクリート | 1974(S49)             | 直営   | 15    | 300%        |
| 50  | 消防施設  | 第1分団車庫        | 154      | 鉄骨               | 1968(S43) ~ 1975(S50) | 直営   | 15~31 | 142%        |
| 51  | 消防施設  | 第2分団車庫        | 125      | 鉄骨               | 2012(H24)             | 直営   | 31    | 23%         |
| 52  | 消防施設  | 第3分団車庫        | 121      | 鉄骨               | 2014(H26)             | 直営   | 31    | 16%         |
| 53  | 給排水施設 | 正津ヶ浜ポンプ場      | 6        | コンクリートブロック       | 1981(S56)             | 直営   | 34    | 112%        |
| 54  | 給排水施設 | 丸の内ポンプ場       | 82       | 鉄筋コンクリート         | 1981(S56)             | 直営   | 38    | 100%        |
| 55  | 給排水施設 | 高浜町雨水ポンプ場     | 12       | コンクリートブロック       | 1983(S58)             | 直営   | 34    | 106%        |
| 56  | 給排水施設 | 粟屋雨水ポンプ場      | 9        | コンクリートブロック       | 1992(H4)              | 直営   | 34    | 79%         |
| 57  | 衛生施設  | 衛生倉庫          | 47       | 鉄筋コンクリート         | 2012(H24)             | 直営   | 38    | 18%         |
| 58  | トイレ   | 元町公園トイレ等      | 27       | 木造               | 1996(H8)              | 直営   | 15~24 | 153%        |
| 59  | トイレ   | 幸町公園トイレ       | 1        | 木造プレハブ           | 1975(S50)             | 直営   | 15    | 293%        |
| 60  | トイレ   | 江川台中央公園トイレ    | 1        | 木造プレハブ           | 1986(S61)             | 直営   | 15    | 220%        |
| 61  | トイレ   | 高浜ポケットパークトイレ  | 34       | 鉄筋コンクリート         | 1987(S62)             | 直営   | 38    | 84%         |
| 62  | トイレ   | 高浜町公園トイレ      | 3        | 鉄筋コンクリート         | 1977(S52)             | 直営   | 38    | 111%        |
| 63  | トイレ   | 三軒屋公園トイレ      | 1        | 木造プレハブ           | 1978(S53)             | 直営   | 15    | 273%        |
| 64  | トイレ   | 山鹿公園トイレ       | 2        | 木造プレハブ           | 1976(S51)             | 直営   | 15    | 287%        |
| 65  | トイレ   | 大城コミュニティ広場トイレ | 2        | 木造プレハブ           | 1991(H3)              | 直営   | 15    | 187%        |
| 66  | トイレ   | 中央公園トイレ       | 46       | 鉄筋コンクリート         | 2016(H28)             | 直営   | 38    | 8%          |
| 67  | トイレ   | 白浜町公園トイレ      | 1        | 木造プレハブ           | 1979(S54)             | 直営   | 15    | 267%        |
| 68  | トイレ   | 緑ヶ丘公園トイレ      | 1        | 木造プレハブ           | 1977(S52)             | 直営   | 15    | 280%        |

| No. | 中分類   | 施設名                   | 延床面積 (㎡) | 主な構造     | 建築年度                 | 運営形態     | 耐用年数  | 耐用年数経過率 (%) |
|-----|-------|-----------------------|----------|----------|----------------------|----------|-------|-------------|
| 69  | トイレ   | 芦屋海浜公園トイレ             | 54       | 鉄筋コンクリート | 1992(H4)             | 運営委託(全部) | 38    | 71%         |
| 70  | トイレ   | 芦屋海浜公園第3駐車場トイレ        | 41       | 鉄筋コンクリート | 1997(H9)             | 運営委託(全部) | 38    | 58%         |
| 71  | トイレ   | 城山公園奥駐車場トイレ           | 13       | 木造       | 1984(S59)            | 直営       | 15    | 233%        |
| 72  | トイレ   | 夏井ヶ浜公衆トイレ             | 22       | 鉄筋コンクリート | 1997(H9)             | 直営       | 38    | 58%         |
| 73  | トイレ   | 柏原漁港奥駐車場トイレ           | 13       | 木造       | 1983(S58)            | 直営       | 15    | 240%        |
| 74  | トイレ   | 洞山入口公衆トイレ             | 30       | 鉄筋コンクリート | 1998(H10)            | 直営       | 38    | 55%         |
| 75  | その他施設 | 船頭町商業施設<br>(スーパーはまゆう) | 1,486    | 鉄骨       | 2011(H23)            | その他      | 31    | 26%         |
| 76  | その他施設 | 作業員詰所                 | 103      | 木造       | 1987(S62)            | 直営       | 24    | 133%        |
| 77  | その他施設 | 戦没者慰霊塔                | 15       | 鉄筋コンクリート | 1963(S38)            | 直営       | 50    | 112%        |
| 78  | 下水道施設 | 芦屋町浄化センター             | 3,757    | 鉄筋コンクリート | 1981(S56)            | その他      | 20~50 | 109%        |
| 79  | 下水道施設 | 中ノ浜ポンプ場               | 1,414    | 鉄筋コンクリート | 1981(S56)            | その他      | 20~50 | 109%        |
| 80  | 下水道施設 | 汐入ポンプ場                | 764      | 鉄筋コンクリート | 1992(H4)             | その他      | 20~50 | 77%         |
| 81  | 下水道施設 | 西浜町ポンプ場               | 78       | 鉄筋コンクリート | 1985(S60)            | その他      | 20~50 | 97%         |
| 82  | 下水道施設 | 祇園町ポンプ場               | 62       | 鉄筋コンクリート | 1989(H元)             | その他      | 20~50 | 86%         |
| 83  | 下水道施設 | 粟屋ポンプ場                | 34       | 鉄筋コンクリート | 1988(S63)            | その他      | 20~50 | 89%         |
| 84  | 下水道施設 | 下ノ辻ポンプ場               | 34       | 鉄筋コンクリート | 1984(S59)            | その他      | 20~50 | 100%        |
| 85  | 下水道施設 | 月軒ポンプ場                | 83       | 鉄筋コンクリート | 1981(S56)            | その他      | 20~50 | 109%        |
| 86  | 競走場施設 | 芦屋ボートレース場             | 47,711   | 鉄筋コンクリート | 1969(S44) ~ 2019(R元) | その他      | 15~50 | 32%         |

## 6 用語集

| 索引 | 用語      | 解説  |
|----|---------|---|
| P  | PFI     | PFI とはプライベート・ファイナンス・イニシアティブ (PrivateFinanceInitiative) の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。国や地方公共団体の事業コストの削減や、より質の高い公共サービスの提供を目指す。PPPの代表的な手法の一つ。  |
|    | PPP     | パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。  |
| か  | 改修      | 施設の全部又は一部に対する、原状回復や性能向上に係る工事を総称し、修繕、大規模修繕、改善及び長寿命化改修の総称を表す。   |
|    | 改善      | 施設の一部に対する、性能向上に係る工事を指す。   |
| け  | 減価償却資産  | 使用期間が長期間（1年超）にわたるもので、時間の経過や使用によりその価値が減少するため、税法で定められた減価償却の対象となる一定の範囲の固定資産。減価償却とは、使用あるいは時の経過とともに価値が減少する資産の価値の減少分を費用処理するための会計上の手続。   |
| こ  | 更新（計画）  | 改修及び建替え（付設替え等を含む）等の総称を表す。   |
|    | 公営企業会計  | 公営企業会計は、地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業の会計。官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記をとっているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。   |
|    | 固定資産台帳  | 各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として整備され、自団体が所有する固定資産（道路、公園、学校、公民館等）の取得価額、耐用年数等の資産価値に係る情報を網羅的に記載したもの。<br>事業別・施設別等のより細かな単位でコスト分析が可能となることから、公共施設等の老朽化対策に係る資産管理等や、民間事業者による PPP/PFI 事業への参入促進などへの活用が期待される。                 |
| し  | 事後保全    | 設備や装置に不具合が生じた後の修復活動。  |
|    | 指定管理者制度 | 指定管理者制度は、平成 15 年 9 月の改正地方自治法の施行によってできた新しい制度。公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とする。<br>本町においても、本制度を導入することとし、平成 17 年 8 月には「芦屋町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定。現在各施設の指定管理者制度導入について検討しており、可能な施設から随時導入を図っている。 |

| 索引 | 用語         | 解説   |
|----|------------|--|
| し  | 収益的収支      | 別名「損益計算書」という、現在の経営状況を把握するもの。   |
|    | 資本的収支      | 収益や費用にあたらなとして収益的収支に計上しない資産の購入・構築、補助金の受領、企業債の歳入や償還等。  |
|    | 修繕         | 施設の一部に対する、原状回復に係る工事を指す。  |
| た  | 大規模改修      | 大きな建造物の基本性能を維持するために定期的（10～30年ごと）に実施される修繕。通常、部分的な修繕ではなく、建物の躯体や空調設備、給排水設備、屋上、壁面等について建物全体にわたる修繕を指す場合が多い。  |
|    | 耐用年数       | ①機械、設備、建物等が使用に耐えられる年数。<br>②税法上定められた、会計上の価値が持続する期間のこと（法定耐用年数）。<br>本計画において建築系公共施設の更新費用の推計条件に用いた耐用年数は②の法定耐用年数を用いている。                                    |
| ち  | 長寿命化計画     | 施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画。新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策や、更新を含め将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取組を計画する。  |
| と  | 投資的経費      | 施設の建設や土地取得など財産を形成する事業に使われる経費。  |
| ふ  | 普通建設事業費    | 道路・橋梁、公園、学校、公営住宅の建設事業に必要とされる投資的な経費。  |
|    | 普通会計       | 地方公共団体の会計のうち公営企業会計を除く会計。   |
| は  | パブリックコメント  | 町における施策等の立案過程において、施策等の趣旨、目的、内容その他の必要な事項を公表し、町民から意見を求め、提出された意見に対する実施機関の考え方を公表するとともに、意見を考慮して意思決定を行う手続。   |
| ほ  | 保全（計画）     | 施設を健全な状態に維持することを指す。  |
| よ  | 予防保全       | 不具合を未然に防止するため、計画的に施設設備の点検・修繕等を行う保全活動。  |
| ら  | ライフサイクルコスト | 施設にかかる生涯コスト。設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト、および解体処分までの生涯に必要な総費用）。<br>企画・設計段階から建設、維持管理、解体撤去、廃棄にいたる過程（ライフサイクル）で必要となる経費の総額のこと。 |

# 芦屋町公共施設マップ

## 《公共施設一覧》

### 【学校教育系施設】

- 01 芦屋小学校
- 02 芦屋東小学校
- 03 山鹿小学校
- 04 芦屋中学校
- 05 芦屋町学校給食センター

### 【社会教育系施設】

- 06 芦屋町中央公民館
- 07 芦屋東公民館
- 08 山鹿公民館
- 09 町民会館

### 【文化系施設】

- 10 芦屋釜の里
- 11 芦屋歴史の里
- 12 歴史民俗資料収蔵庫
- 13 ひらた船保存棟

### 【スポーツ・レクリエーション施設】

- 14 武道館
- 15 小体育館
- 16 弓道場
- 17 青少年野外訓練場
- 18 総合運動公園テニスコートハウス
- 19 総合運動公園中央グラウンド
- 20 総合体育館及びコミュニティセンター
- 21 芦屋海浜公園レジャープール
- 22 玉良宮堂マインテラスあしや

### 【子育て支援施設】

- 23 山鹿小学校区学童クラブ
- 24 山鹿保育所
- 25 芦屋町子育て支援センターたんぽぽ

### 【保健・福祉施設】

- 26 老人憩の家山鹿荘
- 27 老人憩の家寿楽会館
- 28 老人憩の家朝松荘
- 29 老人憩芸教室
- 30 福祉会館

### 【町営住宅】

- 31 鶴松中団地
- 32 丸の内住宅
- 33 緑ヶ丘団地
- 34 後水団地
- 35 幸町団地
- 36 山鹿A団地
- 37 山鹿B団地
- 38 新緑ヶ丘団地
- 39 第1高浜団地
- 40 第2高浜団地
- 41 第3高浜団地
- 42 第4高浜団地
- 43 鶴松団地
- 44 望海団地
- 45 丸の内住宅集会所
- 46 緑ヶ丘同其集会所

### 【行政系施設】

- 47 芦屋町役場
- 48 庁舎附属施設
- 49 水防倉庫
- 50 第1分団車庫
- 51 第2分団車庫
- 52 第3分団車庫

### 【給排水施設】

- 53 正津ヶ浜ポンプ場
- 54 丸の内ポンプ場
- 55 高浜町南水ポンプ場
- 56 粟屋雨水ポンプ場

### 【公衆衛生施設】

- 57 衛生倉庫
- 58 元町公園トイレ
- 59 寺町公園トイレ
- 60 江川中央公園トイレ
- 61 高浜バケットパークトイレ
- 62 高浜町公園トイレ
- 63 三軒屋公園トイレ
- 64 山鹿公園トイレ
- 65 大城コミュニティ広場トイレ
- 66 中央公園トイレ
- 67 白浜町公園トイレ
- 68 緑ヶ丘公園トイレ
- 69 芦屋海浜公園トイレ
- 70 芦屋海浜公園第3駐車場トイレ
- 71 城山公園奥駐車場トイレ
- 72 豊井ヶ浜公園トイレ
- 73 杉原海浜奥駐車場トイレ
- 74 洞山入口公園トイレ

### 【その他】

- 75 船頭町商業施設（スーパーはまゆう）
- 76 作業員詰所
- 77 戦没者慰霊塔

### 【下水道施設】

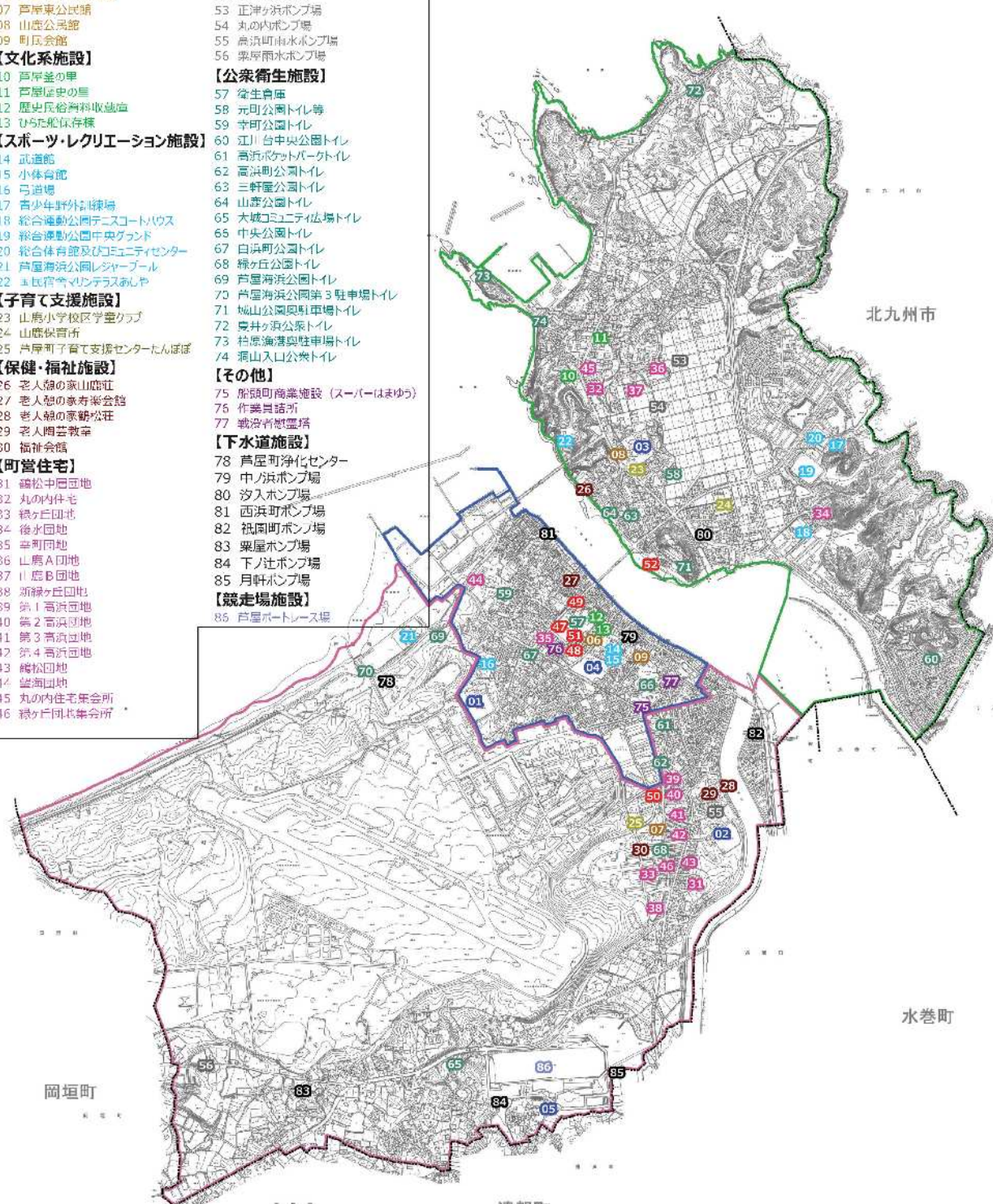
- 78 芦屋町浄化センター
- 79 中ノ浜ポンプ場
- 80 汐入ポンプ場
- 81 西浜町ポンプ場
- 82 祝岡町ポンプ場
- 83 粟屋ポンプ場
- 84 下ノ辻ポンプ場
- 85 月軒ポンプ場

### 【競走場施設】

- 86 芦屋オートレース場

## 《小学校区》

- 山鹿小学校
- 芦屋小学校
- 芦屋東小学校



芦屋町公共施設等総合管理計画

---

|             |      |
|-------------|------|
| 平成 29 年 3 月 | 策定   |
| 令和 2 年 3 月  | 一部改訂 |
| 令和 4 年 3 月  | 〃    |
| 令和 5 年 2 月  | 〃    |

---

制作 芦屋町企画政策課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

Tel : 093-223-3570 Fax : 093-223-3927

URL : <https://www.town.ashiya.lg.jp/>







Town of Ashiya  
Public Facilities  
Comprehensive  
Management Plan

